

## 6. 薬学教育の質保証に関する取組 (評価制度、情報公開等)

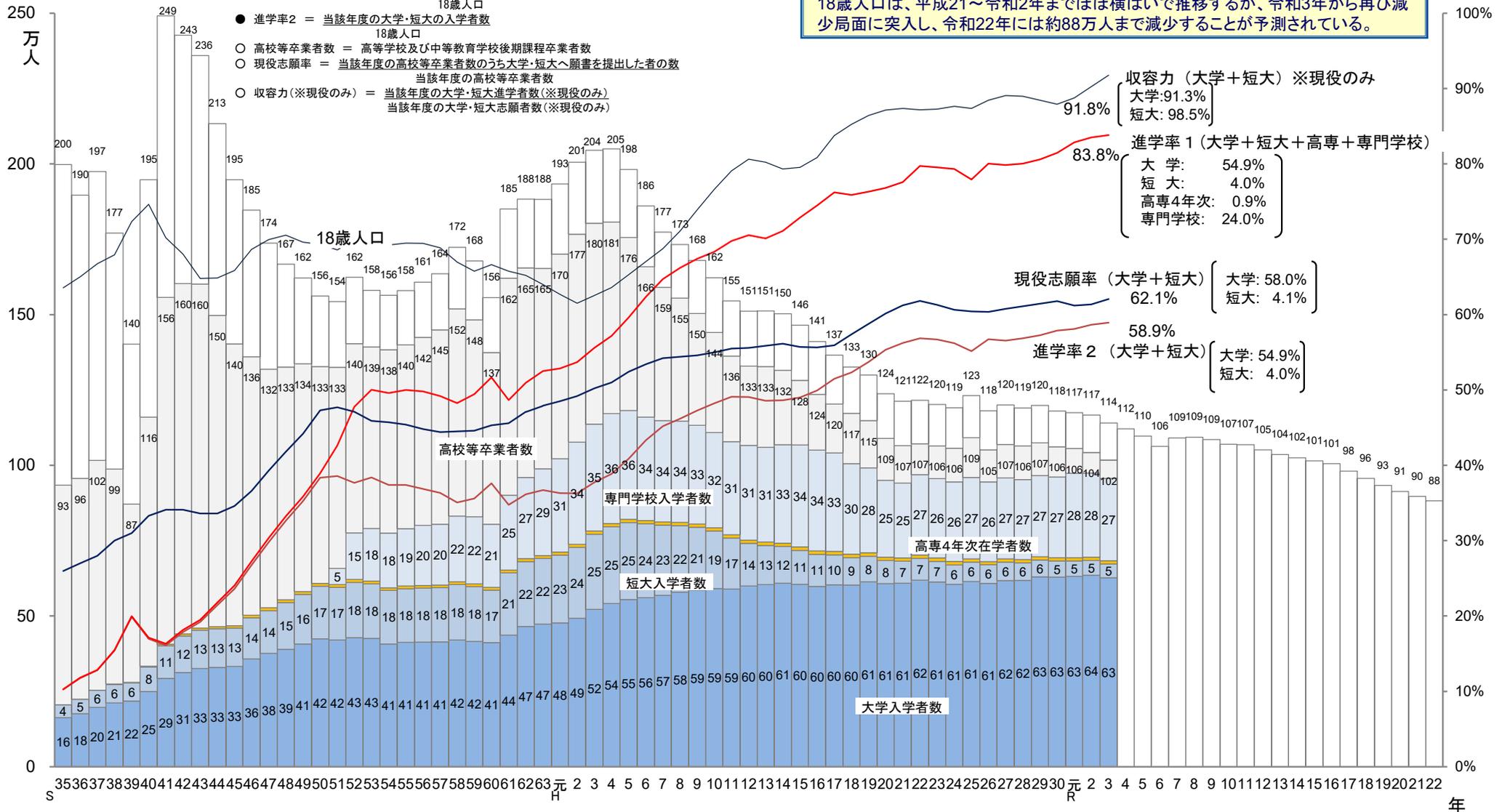
# 少子化により18歳人口は減少傾向

○18歳人口は112万人（2022年）から102万人（2032年）へと10年間で9%減少する見込み。

## 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移

- 18歳人口 = 3年前の中学校及び義務教育学校卒業生数並びに中等教育学校前期課程修了者数
- 進学率1 = 当該年度の大学・短大・専門学校の入学者、高専4年次在学者数
- 進学率2 = 当該年度の大学・短大の入学者数
- 高校等卒業生数 = 高等学校及び中等教育学校後期課程卒業生数
- 現役志願率 = 当該年度の高校等卒業生数のうち大学・短大へ願書を提出した者の数
- 収容力(※現役のみ) = 当該年度の大学・短大進学者数(※現役のみ)
- 収容力(※現役のみ) = 当該年度の大学・短大志願者数(※現役のみ)

18歳人口は、平成21～令和2年までほぼ横ばいで推移するが、令和3年から再び減少局面に突入し、令和22年には約88万人まで減少することが予測されている。



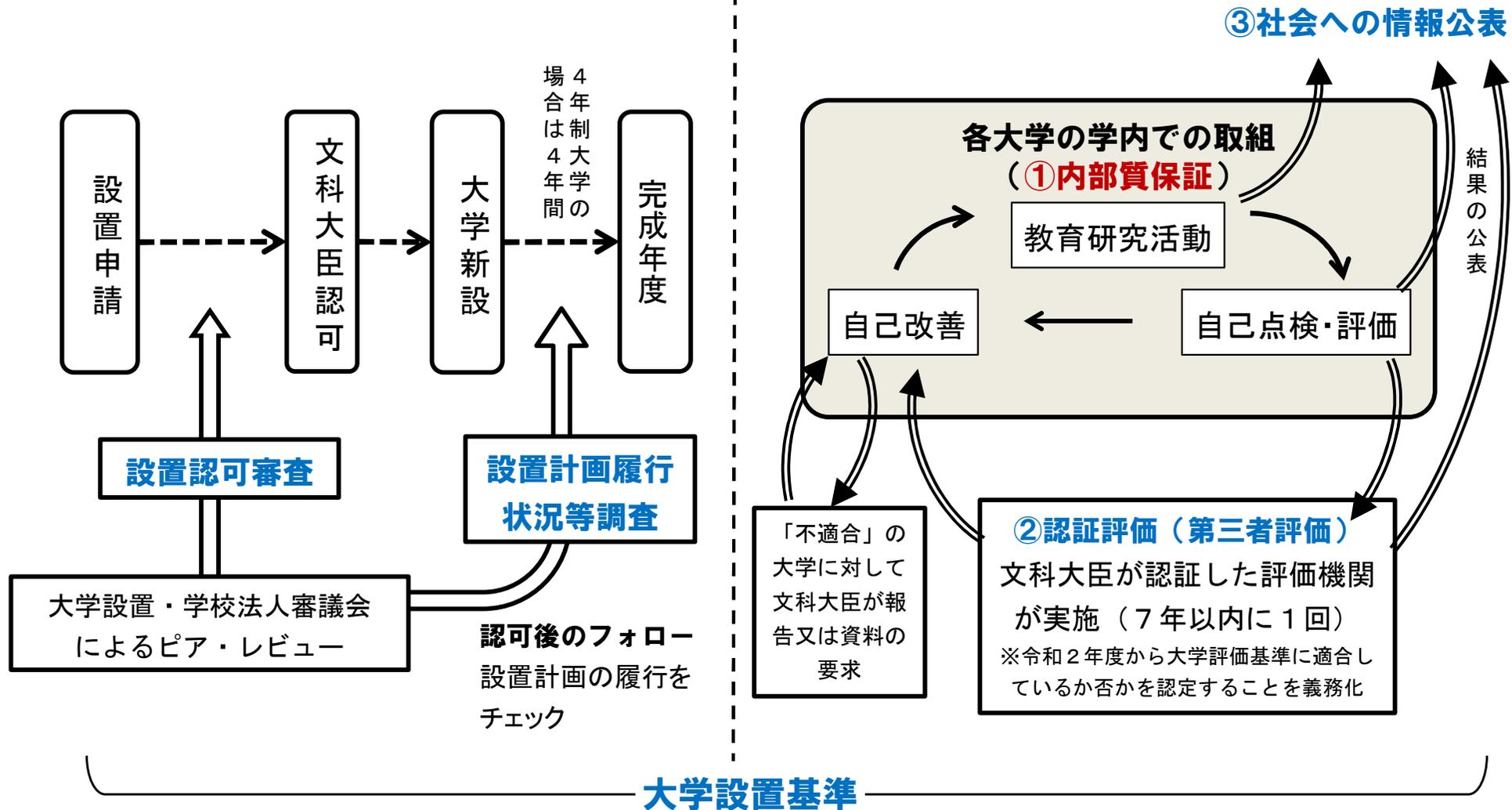
出典：文部科学省「学校基本統計」。令和16～22年については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）（出生中位・死亡中位）」を基に作成。

※進学率、現役志願率については、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

# 我が国の大学の質保証のイメージ図

## 【設置認可審査等による入口における質保証】 (大学の設置申請から完成年度までの質保証)

## 【認証評価や情報公表等による恒常的な質保証】



教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

# 薬学教育評価（第三者評価）について①

## < 主な経緯 >

平成15年度	●「薬学教育の改善・充実について」(H16.2.18中央教育審議会答申) 「(3)第三者評価について …薬学教育については、修業年限が延長されることに伴い、その趣旨を踏まえた質の高い教育が行われていることを確認していく必要がある。…社会からの要請に応えた医療の担い手としての薬剤師の養成のための教育が行われていることについて十分な検証と適正な評価を行うことが求められる。このため、 <u>薬学教育については、薬学教育の関係者や職能団体、企業の関係者のみならず、薬学関係以外の者の参画も得つつ、早急に第三者評価を実施するための体制が整備される必要</u> があり、その組織、評価の基準、方法等について十分な検討を進めるべきである。」
平成16年度	●薬剤師養成教育の6年制化に係る学校教育法改正案の国会審議において、第三者評価体制の整備を進めること等により、質の高い教育の維持向上を図るよう留意する旨を附帯決議(H16.4.27衆・文部科学委員会、H16.5.13参・文教科学委員会)
	●薬学教育の修業年限延長に係る大学設置基準等の改正に伴う提言(H16.9.30中央教育審議会大学分科会) 「今回の改正に伴い、6年制の薬学部・学科において、修業年限の延長の趣旨を踏まえ、人の命を預かる医療人としての薬剤師の養成のための質の高い教育が行われていることを社会に対して保証するためには、 <u>薬科大学・薬学部関係者自らが中心となって、教育の質を検証し、適正な評価を行うための体制を早急に整備する必要</u> がある。」
平成17年度	●日本薬学会「薬学教育改革大学人会議」の下に「第三者評価検討委員会」を設置(委員長:井上圭三帝京大学教授)(H17.4)
平成18年度	●「第三者評価検討委員会」が評価基準案を作成し、提示(H18.10)
平成19年度	●「薬剤師養成のための薬学教育実務実習の実施方法について」(H19.5厚生労働省) 「①実務実習を行う薬学生の資質の確認 …第三者評価によって各大学において質の高い薬学教育が行われていることを客観的に確認する必要がある。」
平成20年度	● <u>一般社団法人薬学教育評価機構設立</u> (理事長:井上圭三帝京大学薬学部長)(H20.12)
平成23年度	●トライアル評価(3大学)を実施 ●評価基準を策定(H23.10)
平成25年度	●本評価開始(3大学) 以後、74学部が7年に一度評価を受けられるよう、1年当たり10校程度ずつ実施
平成31年度	●第1サイクル終了
令和3年度	●第2サイクル開始 ※令和2年度から開始の予定であったものの、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け1年後ろ倒し

# 薬学教育評価（第三者評価）について②

## 一般社団法人 薬学教育評価機構の概要

（目的）

我が国における薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする。

（正会員）

全国の薬科大学・薬学部、日本薬剤師会、日本病院薬剤師会、日本薬学会

## 評価実施要綱(平成30年12月機構改訂)

### ● 評価の対象 = 6年制薬学教育プログラム

### ● 評価の目的・基本方針

- ・「評価基準」に基づき、各大学の「自己点検・評価書」に対して評価
- ・ピア・レビューを中心とする評価
- ・各大学へのフィードバックでは教育プログラムの改善点を明確に
- ・各大学の理念や個性を尊重
- ・評価結果を広く社会に公表
- ・評価プロセスを明確にし、意見申し立ての機会を設ける

### ● 評価委員会

#### 1) 総合評価評議会

- （構成）教育関係や医療関係の学識経験者や実務薬剤師等  
（主な役割）評価の対象大学ごとに評価報告書を作成し、機構理事会へ報告

#### 2) 評価委員会

- （構成）各大学の専任教員あるいはその経験者、実務薬剤師等により構成  
（主な役割）・評価実施計画の立案ならびに評価チームの編成  
・評価を実施し、評価報告書原案を作成し、総合評価評議会に報告

#### 3) 評価チーム

- （構成）評価する大学ごとに評価委員会により構成。原則として、評価実施員 5 名から成る。  
（主な役割）書面調査ならびに訪問調査を実施し、結果を報告書にまとめ、評価委員会に報告

### ● 評価の実施方法→2段階で実施

- ・第1段階 = 大学における自己点検・評価
- ・第2段階 = 機構における評価（書面調査、訪問調査）

### ● 総合判定

- ・「適合」= 総合的に適合水準に達している場合
- ・「不適合」= 非常に重大な問題があった場合
- ・「評価継続（判定保留）」= 一部に問題があった場合

### ● 評価の時期 = 7年に1回

### ● 再評価

- ・「判定保留」の大学を対象に1回限り実施
- ・再評価で適合水準に達していない場合は「不適合」とする

### ● 追評価

- ・本評価で「不適合」の大学を対象に1回限り実施

# 薬学教育評価（第三者評価）について③

## 評価基準（平成30年1月機構策定）

### 1. 教育研究上の目的と三つの方針

- 基準1-1 薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学又は学部の理念及び薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、公表されていること。
- 基準1-2 教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるものとして策定され、公表されていること。
- 基準1-3 教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。

### 2. 内部質保証

- 基準2-1 教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について、自己点検・評価が適切に行われていること。
- 基準2-2 教育研究活動の改善が、自己点検・評価結果等に基づいて適切に行われていること。

### 3. 薬学教育カリキュラム

#### 3-1 教育課程の編成

- 基準 3-1-1 薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて構築されていること。

#### 3-2 教育課程の実施

- 基準 3-2-1 教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に行われていること。
- 基準 3-2-2 各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。
- 基準 3-2-3 進級が、公正かつ厳格に判定されていること。
- 基準 3-2-4 卒業認定が、公正かつ厳格に行われていること。
- 基準 3-2-5 履修指導が適切に行われていること。

#### 3-3 学修成果の評価

- 基準 3-3-1 学修成果の評価が、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に行われていること。

### 4. 学生の受入れ

- 基準 4-1 入学者（編入学を含む）の資質・能力が、入学者の受入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること。
- 基準 4-2 入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

### 5. 教員組織・職員組織

- 基準 5-1 教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。
- 基準 5-2 教育研究上の目的に沿った教育研究活動が、適切に行われていること。

### 6. 学生の支援

- 基準 6-1 修学支援体制が適切に整備されていること。

### 7. 施設・設備

- 基準 7-1 教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設・設備が整備されていること。

### 8. 社会連携・社会貢献

- 基準 8-1 教育研究活動を通じて、社会と連携し、社会に貢献していること。

# 薬学教育評価（第三者評価）について④

## <評価の実施結果等（第1サイクル）>

第1サイクルにおいて、「不適合」の評価を受けた大学(学部)はなし

平成25年度	<p>【適合】（2021年3月31日まで） ○岡山大学 ○福山大学 【評価継続】（3年以内に再評価を申請） ○日本薬科大学</p>
平成26年度	<p>【適合】（2022年3月31日まで） ○岐阜薬科大学 ○九州保健福祉大学 ○京都大学 ○京都薬科大学 ○就実大学 ○昭和大学 ○同志社女子大学 ○東邦大学 ○徳島文理大学 【評価継続】（3年以内に再評価を申請） ○千葉科学大学</p>
平成27年度	<p>【適合】（2023年3月31日まで） ○近畿大学 ○昭和薬科大学 ○摂南大学 ○崇城大学 ○千葉大学 ○東京薬科大学 ○東京理科大学 ○東北薬科大学 ○名古屋市立大学 ○兵庫医療大学 【評価継続】（3年以内に再評価を申請） ○北陸大学</p>
平成28年度	<p>【適合】（2024年3月31日まで） ○大阪薬科大学 ○金沢大学 ○慶應義塾大学 ○神戸学院大学 ○神戸薬科大学 ○静岡県立大学 ○新潟薬科大学 ○星薬科大学 ○北海道医療大学 ○武庫川女子大学 【評価継続】（3年以内に再評価を申請） ○姫路獨協大学</p>
平成29年度	<p>【適合】（2025年3月31日まで） ○東京大学 ○大阪大学 ○長崎大学 ○岩手医科大学 ○高崎健康福祉大学 ○帝京大学 ○日本大学 ○北海道薬科大学 ○明治薬科大学 ○愛知学院大学 ○長崎国際大学 ○立命館大学 ○安田女子大学 【再評価により適合】（2021年3月31日まで） ○日本薬科大学</p>
平成30年度	<p>【適合】（2026年3月31日まで） ○北海道大学 ○九州大学 ○徳島大学 ○広島大学 ○青森大学 ○奥羽大学 ○北里大学 ○帝京平成大学 ○武蔵野大学 ○大阪大谷大学 ○金城学院大学 ○鈴鹿医療科学大学 【評価継続】（3年以内に再評価を申請） ○第一薬科大学 【再評価により適合】（2022年3月31日まで） ○千葉科学大学</p>

平成31年度	<p>【適合】（2027年3月31日まで） ○東北大学 ○富山大学 ○熊本大学 ○いわき明星大学 ○城西国際大学 ○城西大学 ○横浜薬科大学 ○徳島文理大学香川薬学部 ○広島国際大学 ○福岡大学 ○松山大学 ○名城大学 【評価継続】（3年以内に再評価を申請） ○国際医療福祉大学 ※大学から異議申し立てあり 【再評価により適合】（2023年3月31日まで） ○北陸大学</p>
令和2年度	<p>【再評価により適合】（2025年3月31日まで） ○姫路獨協大学</p>

## <評価の実施結果等（第2サイクル）>

令和3年度	<p>【適合】（2029年3月31日まで） ○岡山大学 ○日本薬科大学 ○福山大学</p>
-------	---

## 背景

平成26年度「質の高い入学者の確保と教育の質の向上に向けてのフォローアップ状況」（平成26年11月7日 新制度の薬学部及び大学院における研究・教育等の状況に関するフォローアップワーキング・グループ）において、情報の公開について、以下の提言が示されている。

### 5 情報の公表

学生の状況の公表については、受験生がその状況を理解した上で入学することができるようにするなど、社会一般の理解が得られる適切な方法により行う必要がある。

#### （公表する内容）

- 各年次の進級者数
- 入学者に対する標準修業年限内の卒業生及び国家試験合格者の割合
- 6年次の卒業留年の割合

文部科学省においては、上記に関する各大学の公表状況について整理し、ホームページで公表する必要がある。

各大学での表示方法・内容に差があり、  
依然として未だ受験生などが容易に比較・検討できる環境とは言えない

上記の「公表する内容」（各年次の進級者数、入学者に対する標準修業年限内の卒業生及び国家試験合格者の割合、6年次の卒業留年の割合）について網羅した公表するフォーマットを定め、  
**各大学は今後共通のフォーマットにより公表する**

# 各大学のHP（公表フォーマット）

## 薬学部6年制学科における入学年度別の修学状況

〇〇大学  
薬学部 薬学科  
令和3年5月1日現在

### ①平成27年～令和3年までの各年度における入学者数と進級者数

入学年度	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
1年次数（②の（a）と同数）							
2年次進級者数							
3年次進級者数							
4年次進級者数							
5年次進級者数							
6年次進級者数							

### ②令和2年度卒業者のうち、標準修業年限内（6年間）の卒業者及び国家試験合格者の割合 （令和2年度の卒業者については、平成27年度入学者が標準修業年限内の卒業者として該当）

入学年度	平成27年
入学者数（a） （一括募集の場合は総数）	
卒業生数（b） （標準修業年限内の卒業生数）	
卒業率 $(b/a) \times 100$ （標準修業年限内の卒業率）	
国家試験合格者数（c） （標準修業年限内の合格者数）	
国家試験合格率 $(c/a) \times 100$ （標準修業年限内の合格率）	

### 作業手順

1. 文科省から各大学に対し、左のフォーマットで調査を実施
2. 左のフォーマットで情報を掲載
  - ・文科省は全大学の情報を文科省HPに掲載
  - ・各大学は自学の情報を大学HPに掲載
3. 受験生等が、文科省HPと各大学のHPを行き来して全国のデータを  
確認できるようにする
  - ・文科省のHPに、各大学における「2.」のリンクを貼る
  - ・各大学のHPに、文科省における「2.」のリンクを貼る

### ③令和2年度における6年次の卒業留年の割合

※〇〇を含む

6年次在籍総数（d）	
卒業生総数（e） （6年次在籍総数の内の卒業生数）	
卒業留年率 $(d-e)/d \times 100$ （卒業延期者数/6年次在籍総数）	

# 文部科学省のHPにおける掲載方法

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 大学における医療人の養成(医学・歯学・薬学・看護学等) > 薬学教育

## 薬学教育

### 1. 基礎資料・データ

- 薬学教育制度の概要
- 薬科大学(薬学部)学科別一覧(2021年度) (PDF:207KB)
- 薬学系大学院専攻別一覧(2021年度) (PDF:132KB)
- 薬学部における修学状況等
- 薬学部6年制学科における退学状況等調査(2021年度) (PDF:324KB)
- 6年制薬学教育の評価(第三者評価)(※一般社団法人薬学教育評価機構へリンク)

### 2. 薬学教育モデル・コアカリキュラム

- 薬学教育モデル・コアカリキュラム - 平成25年度改訂版 - (基本理念と利用上の留意点について～D 衛生薬学)
- 薬学教育モデル・コアカリキュラム - 平成25年度改訂版 - (E 医療薬学～G 薬学研究) (PDF:1080KB)
- 薬学教育モデル・コアカリキュラム - 平成25年度改訂版 - (薬学準備教育ガイドライン(例示)～委員会名簿等) (PDF:943KB)
- 薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂の概要 (PDF:112KB)
- 薬学実務実習に関するガイドライン等

### 3. 各種提言・報告等

- 6年制薬学部への編入学・転学部について(平成27年2月24日)
- 平成26年度質の高い入学者の確保と教育の質の向上に向けてのフォローアップ状況(平成26年11月7日) (PDF:285KB)
- 平成24年度に行われた「大学院4年生博士課程」における研究・教育などの状況に関する自己点検・評価について(平成24)
- 新制度の「大学院4年生博士課程」における研究・教育などの状況に関する自己点検・評価の提言(平成23年12月13日)
- 薬学系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告(平成21年3月23日)

#### 薬学部における修学状況等

##### 1. 薬学部における修学状況等

- 2021年(令和3年)度調査結果(PDF:266KB)
- 2020年(令和2年)度調査結果(PDF:138KB)
- 2019年(令和元年)度調査結果(PDF:441KB)
- 2018年(平成30年)度調査結果(PDF:980KB)
- 2013年～2017年(平成25年～平成29年)度調査結果(PDF:46KB)

##### 2. 「質の高い入学者の確保と教育の質の向上に向けてのフォローアップ」に基づく各大学の情報の公表状況

「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」及び「新制度の薬学部及び大学院における研究・教育等の状況に関するフォローアップ・ワーキンググループ」では、質の高い卒業生を輩出する要因の一つは一定以上の学力を有する入学者の確保であるとの考えの下、薬科大学・薬学部に対してフォローアップを行ってきました。「平成26年度 質の高い入学者の確保と教育の質の向上に向けてのフォローアップ状況」(※PDF)において、各大学は、受験生が大学の状況を理解した上で入学することができるようにするなど、社会一般の理解が得られる適切な方法により、以下の情報を公表することとされています。

(公表する内容)

各年次の進級者数、入学者に対する標準修業年限内の卒業者及び国家試験合格者の割合、6年次の卒業留年者の割合

各大学のホームページでの公表状況は以下のとおりです。(令和4年2月時点)  
※大学名をクリックすると各大学のホームページにリンクします。(別ウィンドウで開きます)

【国立】

- 北海道大学
- 東北大学
- 千葉大学

各大学HPのリンクを含む

URL: [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_d/08091815.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_d/08091815.htm)  
もしくは、「文部科学省 薬学教育」で検索。



# 教学マネジメント指針の概要

予測困難な時代を生き抜く自律的な学修者を育成するためには、学修者本位の教育への転換が必要。  
そのためには、教育組織としての大学が教学マネジメントという考え方を重視していく必要。

教学マネジメントとは

- 大学がその教育目的を達成するために行う管理運営であり、大学の内部質保証の確立にも密接に関わる重要な営みである。
- その確立に当たっては、教育活動に用いることができる学内の資源(人員や施設等)や学生の時間は有限であるという視点や、学修者本位の教育の実現のためには大学の時間構造を「供給者目線」から「学修者目線」へ転換するという視点が特に重視される。

教学マネジメント指針とは

- 学修者本位の教育の実現を図るための教育改善に取り組みつつ、社会に対する説明責任を果たしていく大学運営(= 教学マネジメントがシステムとして確立した大学運営)の在り方を示すもの。
- ただし、教学マネジメントは、各大学が自らの理念を踏まえ、その責任でそれぞれの実情に応じて構築すべきものであり、本指針は「マニュアル」ではない。
- 教育改善の取組が十分な成果に結びついていない大学等に対し、質保証の観点から確実に実施されることが必要と考えられる取組等を分かりやすく示し、その取組を促進することを主眼に置く。
- 本指針を参照することが最も強く望まれるのは、学長・副学長や学部長等である。また、実際に教育等に携わる教職員のほか、学生や学費負担者、入学希望者をはじめ、地域社会や産業界といった大学に関わる関係者にも理解されるよう作成されている。

学長のリーダーシップの下、学位プログラム毎に、以下のような教学マネジメントを確立することが求められる。

「大学全体」レベル

## 三つの方針

「卒業認定・学位授与の方針」(DP)、「教育課程編成・実施の方針」(CP)、「入学者受入れの方針」(AP)

教学マネジメントの確立に当たって最も重要なものであり、学修者本位の教育の質の向上を図るための出発点

IV

教学マネジメントを支える基盤  
(FD・SD、教学IR)

### I 「三つの方針」を通じた学修目標の具体化

- ✓ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっている能力の保証として機能するよう、DPを具体的かつ明確に設定

### II 授業科目・教育課程の編成・実施

- ✓ 明確な到達目標を有する個々の授業科目が学位プログラムを支える構造となるよう、体系的・組織的に教育課程を編成
- ✓ 授業科目の過不足、各授業科目の相互関係、履修順序や履修要件について検証が必要
- ✓ 密度の濃い主体的な学修を可能とする前提として、授業科目の精選・統合のみならず、同時に履修する授業科目数の絞り込みが求められる
- ✓ 学生・教員の共通理解の基盤や成績評価の基点として、シラバスには適切な項目を盛り込む必要

### III 学修成果・教育成果の把握・可視化

- ✓ 一人一人の学生が自らの学修成果を自覚し、エビデンスと共に説明できるようにするとともに、DPの見直しを含む教育改善にもつなげてゆくと、複数の情報を組み合わせて多角的に学修成果・教育成果を把握・可視化
- ✓ 大学教育の質保証の根幹、学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として成績評価の信頼性を確保
- ✓ DPIに沿った学修者本位の教育を提供するために必要な望ましい教職員像を定義
- ✓ 対象者の役職・経験に応じた適切かつ最適なFD・SDを、教育改善活動としても位置付け、組織的かつ体系的に実施
- ✓ 教学マネジメントの基礎となる情報収集基盤である教学IRの学内理解や、必要な制度整備・人材育成を促進

### V 情報公表

- ✓ 各大学が学修者本位の観点から教育を充実する上で、学修成果・教育成果を自発的・積極的に公表していくことが必要
- ✓ 地域社会や産業界、大学進学者といった社会からの評価を通じた大学教育の質の向上を図る上でも情報公表は重要
- ✓ 積極的な説明責任を果たすことで、社会からの信頼と支援を得るといった好循環の形成が求められる

積極的な説明責任

社会からの信頼と支援

「学位プログラム」レベル

シラバス、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング、キャップ制、重複回数授業、アクティブ・ラーニング、主専攻・副専攻

「授業科目」レベル

ルーブリック、GPA、学修ポートフォリオ

項目の例は別途整理

I～Vの取組を、大学全体、学位プログラム、授業科目のそれぞれのレベルで実施しつつ、全体として整合性を確保。

学位プログラム共通の考え方や尺度(アセスメントプラン)に則り、大学教育の成果を点検・評価

# 新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）概要

## 背景

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（令和4年3月28日）

- 「大学設置基準」「大学設置認可審査」「認証評価」「情報公表」という我が国の公的な質保証システムは、事前規制型と事後チェック型それぞれの長所を組み合わせた形で設計されており、一定程度機能している。
  - しかしながら、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるという指摘や、グローバル化やデジタル技術の進展に対応する必要があるという指摘、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展を踏まえた対応を行う必要がある等の指摘がある。
- ⇒ 大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、質保証システムについて、  
①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②大学教育の多様性・先進性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

## 質保証システムで保証すべき「質」

- ・学校教育法の規定に照らすと「教育研究の質」
- ・「学生の学びの質と水準」とともに、教育と研究を両輪とする大学の在り方を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるような研究環境の整備や充実等についても一定程度確認する必要。

## 改善・充実の方向性

- 2つの検討方針：①学修者本位の大学教育の実現  
②社会に開かれた質保証の実現
- 4つの視座：①客観性の確保 ②透明性の向上  
③先進性・先進性の確保（柔軟性の向上） ④厳格性の担保
- ※それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要

## (1) 大学設置基準・設置認可審査

### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 学位プログラムの3つのポリシーに基づく編成、学位プログラムを基礎とした内部質保証の取組、内部質保証による教育研究活動の不断の見直しを求められることを明確化。

### 【客観性の確保】

- 分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理。
- 「一の大学に限り」という「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員について一定の範囲まで算入を認める。 ※教育研究の質の低下を招かないよう制度化に当たっては留意。
- 「図書」「雑誌」等を電子化やIT化を踏まえた規定に再整理。
- 大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定。
- 実務家教員の定義の明確化や大学名称の考え方を周知。等

### 【先進性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間は標準時間であることの明確化など単位制度運用の柔軟化。
- 機関として内部質保証等の体制が機能していることを前提とした教育課程等に係る特例制度の新設。  
例）遠隔授業による修得単位数上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等
- 校舎等施設は、多面的な使用等も想定し、機能に着目した一般的な規定として見直し。
- スポーツ施設等を各大学の必要性に応じて整備できるよう見直し。

## (2) 認証評価制度

### <改善・充実の方向性>

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実。
- 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加。

#### 【客観性の確保】

- 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進。

#### 【透明性の向上】

- 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討。

#### 【先進性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置。
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置。等

#### 【厳格性の担保】

- 不適合の大学の受審期間を短縮化（例：3年）。

## (3) 情報公表

### <改善・充実の方向性>

- 「教学マネジメント指針」を踏まえ、認証評価において大学の情報公表の取組状況を確認。
- 「大学入学者選抜に関すること」等を学校教育法施行規則に規定する各大学が公表すべき項目に追加。等

## (4) その他の重要な論点

### <改善・充実の方向性>

#### 【学修者本位の大学教育の実現】

- 遠隔授業に関するガイドラインの策定
- 大学運営の専門職である事務職員等、質保証を担う人材の資質能力を向上させる観点から、SD・FDの取組等を把握・周知

#### 【客観性の確保】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内なら大学の判断で新たな学位プログラムが実施可能であることを周知。
- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間で在籍することを求めるものではないことを明確化。等

#### 【先進性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取り扱いについて、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める（成績管理の厳格化・明確化と両立が図られるように留意）。等

# 定員の取扱い（適正な定員管理を促す規定）

- **大学設置基準**において、収容定員は、学科・課程を単位として、学部ごとに定めることとされている。
- 収容定員の規模に応じて、教員数や校地・校舎の規模等の必要となる教育環境の水準が定められている。
- 大幅な定員の超過や不足に対しては、**学部・学科等の設置**や**基盤的経費の配分**等において不認可や減額等がある。

□ 公私立大学の学部等の設置等の認可の基準について定めた告示により、**学部単位（学部の学科ごとに修業年限が異なる場合は学科単位）の入学定員に対する入学者の割合の平均（平均入学定員超過率）が一定値以上の場合は、認可しない**ことを規定。国立大学の「意見伺い」についても、この基準に準ずることとしている。

## ○認可の基準における平均入学定員超過率に係る要件

区分	大学				短期大学	高等専門学校
大学規模（収容定員）	4000人以上			4000人未満		
学部規模（入学定員）	300人以上	100人以上300人未満	100人未満			
	1.05未満	1.10未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満	1.15未満

□ 私立大学について、

○ 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする措置を実施。

大学規模別	収容定員 8,000人以上	収容定員 4,000～8,000人	収容定員 4,000人未満
入学定員充足率	1.10倍以上	1.20倍以上	1.30倍以上

○ 学部等ごとの収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）に応じた私学助成の増減調整を実施。

増減率	▲11%…▲20%…▲30%…▲40%…▲50%
収容定員充足率	89% … 80% … 70% … 60% … ～51%

※医歯学部については別途設定

※収容定員充足率50%以下は不交付

□ 国立大学について、各学部の定員超過率が一定基準以上になった場合、超過した学生数分の授業料収入相当額（学部（昼間）であれば1人当たり53.6万円）を中期目標期間終了時に国庫返納する。

## ○入学定員（1年次）に対する入学者数の定員超過（学部毎に算定）

※国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間・学部間交流協定に基づく私費留学生、留学生のための特別コースに在籍する私費留学生については、控除して超過率を算出。

大規模学部（学部入学定員300人超）	中規模学部（学部入学定員100人超300人以下）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
105%以上	110%以上	115%以上

## ○収容定員（2年次以降）に対する在席者数の定員超過（学部毎に算定）

※上記の入学定員（1年次）に対する定員超過における控除対象の留学生に加え、休学者や2年以内の留年者（2年間海外留学をしていた場合は3年以内の留年者）について控除して超過率を算出。ただし、全科目で学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示、成績評価にGPA制度を導入、成績不振の学生への個別指導（面談、補修等）を行うことが条件。

大・中規模学部（学部入学定員100人超）	小規模学部（学部入学定員100人以下）
110%以上	120%以上

# 学位授与機構による「学士（薬科学）」の学位授与（概要）

大学改革支援・学位授与機構は、わが国で唯一、大学以外で学位を授与できる機関であり、大学等において一定数の単位を修得した上で、同機構の定める要件を満たすことで学士の学位が授与される。

## ○申請に必要な単位数及び学修期間（大学中退者等の場合）

学生として大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した後、その大学に在学した期間および修得単位を含めて「4年以上にわたって授業科目を履修し、124単位以上（そのうち専攻の区分ごとに必要とされる専門科目や関連科目（※）を62単位以上）」を修得することなどが必要。

## ○学位授与機構の単位積み上げ型の学位授与実績

現在28種類の専攻分野が設けられており、年間2,500人程度の者が当該制度を利用して学士の学位を取得している。同機構は「学士（薬科学）」の学位を令和2年度までに11件授与している。

※・・・修得すべき専門科目と関連科目の単位（62 単位以上）

## 学位取得までの流れ

### 申請

- ・4月又は10月の年2回
- ・審査手数料は32,000円



### 審査

- ①修得単位数の審査
- ②学修成果（レポート）・試験（小論文）の審査



### 合否の判定

上記①及び②の結果に基づいて総合的に判定され、①及び②の両方が「可」と判定された場合に「合格」となる

## 専門科目（50 単位以上）

### 【A群（講義及び実験・実習科目）】（30 単位以上、実験・実習科目 6 単位以上を含むこと）

※ 3 区分にわたること

#### ○生物系薬学に関する科目

（例 基礎生化学、生物化学、生理学、生理化学、細胞生物学、機能形態学、微生物学、免疫学、解剖学、病理学など）

#### ○有機化学系薬学に関する科目

（例 有機化学、有機反応論、有機合成化学、生物有機化学、生薬学、天然物化学など）

#### ○物理化学・分析化学系薬学に関する科目

（例 熱力学、界面・コロイド学、量子化学、生物物理化学、薬品分析化学、分子構造分析化学、薬品放射化学など）

### 【B群（講義及び実験・実習科目）】（20 単位以上、実験・実習科目 6 単位以上を含むこと）

※ 2 区分以上にわたること

#### ○衛生薬学に関する科目

（例 衛生化学、公衆衛生学、毒性学など）

#### ○医療薬学に関する科目

（例 薬理学、臨床検査学、化学療法学、薬物療法学、医薬品安全性学、薬物代謝学、医薬品情報学、製剤学、薬剤学、薬物処方学、薬剤疫学など）

#### ○社会薬学に関する科目

（例 薬学概論、薬事関連法規、薬局方、薬効検定法など）

## 関連科目（4 単位以上）

◇薬学の基礎となる科目

◇薬学の周辺技術等に関する科目

◇健康科学に関する科目

出典： 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構「新しい学士への途」（令和4年度版）

# 設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

## 【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

## 【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前々年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

## 【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があって一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

### ◆全体の設置計画についての審査

#### 〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

#### 〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

#### 〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

#### 〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

### ◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

# 大学設置等に係る審査期間及びスケジュール

大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和5年度開設用）

## 認可申請に係る標準処理期間（審査期間）

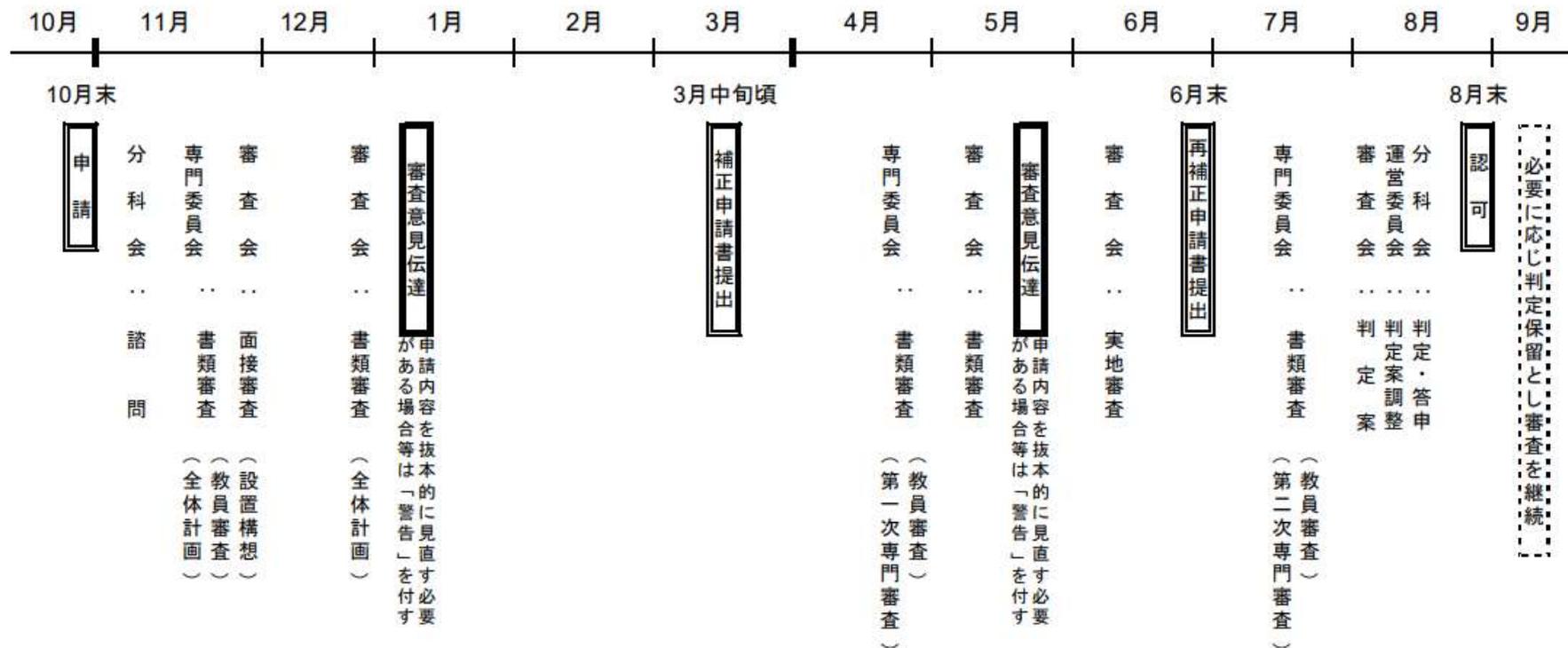
手続区分	標準処理期間 ※審査の状況により延長又は短縮あり
①大学新設	開設前々年度の11月から開設前年度の8月まで（10か月）
②学部等設置	開設前年度の4月から8月まで（5か月）
③収容定員に係る学則変更	3月末申請：変更前年度の4月から6月まで（3か月） 6月末申請：変更前年度の7月から8月まで（2か月）

## 一般的な審査スケジュール(大学設置分科会)

### ①大学等の新設

【開設の前々年度】

【開設前年度】





# 医学部定員抑制に係る方針について

## 今後における行政改革の具体化方策について（抜粋） 昭和57年9月24日閣議決定

臨時行政調査会の「行政改革に関する第3次答申」（以下「第3次答申」という。）において提起された改革課題については、昭和57年8月10日閣議決定「臨時行政調査会の第3次答申に関する対処方針」に基づき、改革の推進に努めるものとし、その具体化については、当面下記によるものとする。

第3 重要政策分野における制度、施策の合理化及び行政態勢の効率化等

2 医療

(3) 医療供給の合理化については、次によるものとする。

ア 医療従事者については、将来の需給バランスを見通しつつ養成計画の適正化に努める。特に医師及び歯科医師については、全体として過剰を招かないように配意し、適正な水準となるよう合理的な養成計画の確立について政府部内において検討を進める。

## 財政構造改革の推進について（抜粋） 平成9年6月3日閣議決定

財政構造改革については、政府・与党財政構造改革会議「財政構造改革の推進方策」に沿って次のように決定し、着実かつ強力に推進することとする。

1. 社会保障

(1) 医療については、国民医療費の伸びを国民所得の伸びの範囲内とすることの基本方針を堅持し、今後、医療提供体制及び医療保険制度の両面にわたる抜本的構造改革を総合的かつ段階的に実施する。

④ 医療提供体制について、大学医学部の整理・合理化も視野に入れつつ、引き続き、医学部定員の削減に取り組む。あわせて、医師国家試験の合格者数を抑制する等の措置により医療提供体制の合理化を図る。

## ○ 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準 抄（平成15年文部科学省告示第45号）※令和3年9月1日施行

第一条 文部科学大臣は、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）に関する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第四条第一項の認可（設置者の変更及び廃止に係るものを除く。次条第一号及び第五条第一項を除き、以下同じ。）の申請の審査に関しては、法、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）、（略）その他の法令に適合すること及び次に掲げる要件を満たすことを審査の基準とする。

一～三 （略）

四 歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置若しくは収容定員増又は医師の養成に係る大学等の設置でないこと。

五 （略）

第三条 文部科学大臣は、（略）令和四年度以降に令和九年度までの期間を付して医学に関する学部の学科（以下「医学部」という。）に係る収容定員増を行おうとする大学が、当該大学の医学部に係る入学定員及び編入学定員（以下「入学定員等」という。）に次の各号に掲げる増加を行うことにより算出される収容定員増を行おうとするものである場合に限り認可を行うものとする。

一～四 （略）【地域枠、研究医枠、歯学部振替枠を規定】

2 文部科学大臣は、前項の学則の変更の認可の申請を審査する場合において、当該学則を変更する年度における全国の大学の医学部に係る入学定員等の合計数の見込みが九千四百三十人を超えない範囲で認可を行うものとする。

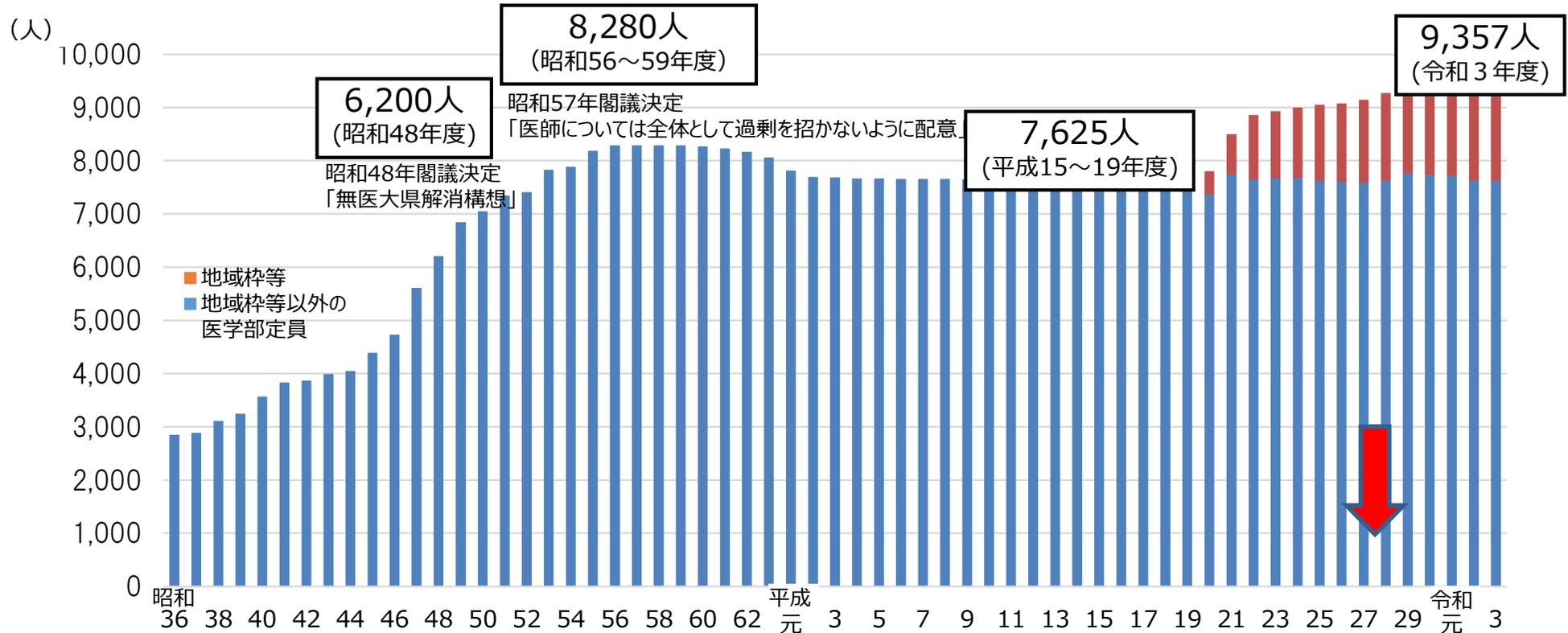
3 （略）

# 医学部入学定員と地域枠の年次推移

- 平成20年度以降、**医学部の入学定員**を**過去最大規模**まで増員。
- 医学部定員に占める**地域枠等\***の数・割合も、**増加**してきている。

(平成19年度173人 (2.3%) →令和3年1,723人 (18.7%) )

・地域枠等\* : 地域医療に従事する医師を養成することを主たる目的とした学生を選抜する枠であり、地元出身者を選抜する枠や大学とその関連病院に勤務することを目的とした枠も含む。奨学金貸与の有無を問わない。



	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
医学部定員	7625	7793	8486	8846	8923	8991	9041	9069	9134	9262	9420	9419	9420	9330	9357
医学部定員 (自治医科大学を除く)	7525	7683	8373	8733	8810	8868	8918	8946	9011	9139	9297	9296	9297	9207	9234
地域枠等以外の医学部定員	7452	7375	7750	7660	7681	7687	7635	7619	7603	7635	7775	7745	7733	7635	7634
地域枠等	173	418	736	1186	1242	1304	1406	1450	1531	1627	1645	1674	1687	1695	1723
地域枠等の割合	2.3%	5.4%	8.8%	13.6%	14.1%	14.7%	15.8%	16.2%	17.0%	17.8%	17.7%	18.0%	18.1%	18.4%	18.7%

※自治医科大学は、設立の趣旨に鑑み地域枠等からは除く。

(地域枠等及び地域枠等を要件とした臨時定員の人数について、文部科学省医学教育課調べ)

# 歯学部定員抑制に係る方針について

## 厚生省「将来の歯科医師需給に関する検討委員会最終意見」（昭和61年7月21日）

### V 結論

#### 1. 当面論ずるべき抑制策

本委員会の結論は、「昭和70年を目途に歯科医師の新規参入を最小限20%削減する。」ことを再提案し、その実現に各関係者の努力を要請するものである。

## 厚生省「歯科医師の需給に関する検討会報告書」（平成10年5月29日）

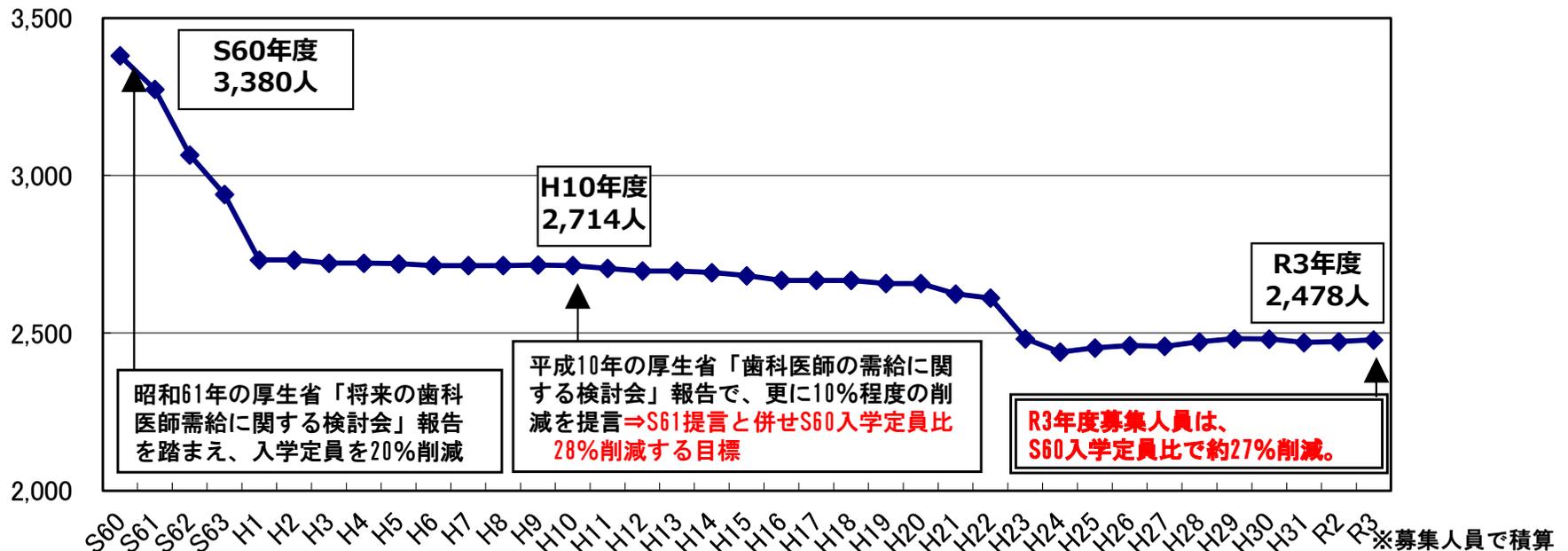
### 7. 今後取り組むべき課題

#### (2) 歯科医師数の適正化のための施策について

「さらに、歯科医師の資質向上のため、歯科医師国家試験の改善が図られることで、結果として歯科医師の供給を抑制することも予想されるが、この歯科医師国家試験の見直しによる抑制効果も含め、**歯科大学・大学歯学部の入学定員の削減等を併せて行うことにより、新規参入歯科医師について10%程度削減**されれば、70歳以上の歯科医師の稼働停止や臨床研修必修化で吸収しきれない供給過剰部分が減少し、平成42年（2,030年）頃には、供給歯科医師数と需要歯科医師数がおおむね均衡がとれるものと推計される。」

## 「文部科学大臣・厚生労働大臣による確認書」（平成18年8月31日）

「各大学に対して更に一層の定員減を要請する、歯科医師国家試験の合格基準を引き上げる。」



## 7. 薬学教育モデル・コア・カリキュラム

# 薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会

## 目的

薬学系人材養成の在り方に関する検討会の審議を踏まえ、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂に関する恒常的な組織を設置する。

## 検討項目

- (1) 薬剤師国家試験出題基準の改正や法制度・名称等の変更に対応した、モデル・コア・カリキュラムの改訂
- (2) 学生への教育効果の検証等、モデル・コア・カリキュラムの検証・評価
- (3) モデル・コア・カリキュラムの改訂に必要な調査研究
- (4) モデル・コア・カリキュラムの関係機関への周知徹底、各大学の取組状況の検証等、モデル・コア・カリキュラムの活用に必要な事項
- (5) その他モデル・コア・カリキュラムの改訂に必要な事項

## 開催状況

- 令和4年
- ・2月7日 第1回  
-今後の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの在り方について等
  - ・3月7日 第2回  
-今後の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの在り方について等
  - ・5月30日 第3回  
-今後の薬学教育モデル・コア・カリキュラムの在り方について等

## 構成員一覧

石井 伊都子	一般社団法人 日本病院薬剤師会 理事
伊藤 智夫	特定非営利活動法人 薬学共用試験センター 理事
◎井上 圭三	帝京大学 副学長
小澤 孝一郎	広島大学 副学長
角山 香織	大阪医科薬科大学薬学部 准教授
河野 文昭	徳島大学大学院医歯薬学研究部 教授
小佐野 博史	帝京大学薬学部 教授
小西 靖彦	京都大学大学院医学研究科 教授
鈴木 匡	名古屋市立大学大学院薬学研究科 教授
高田 早苗	日本赤十字看護大学 名誉教授
高橋 秀依	東京理科大学薬学部 教授
長津 雅則	公益社団法人 日本薬剤師会 常務理事
平井 みどり	兵庫県赤十字血液センター 所長
平田 収正	和歌山県立医科大学薬学部 教授
○本間 浩	一般社団法人 薬学教育協議会 代表理事
矢野 育子	神戸大学医学部附属病院 教授

◎座長 ○座長代理  
(五十音順・敬称略)

※オブザーバーとして厚生労働省も参加

# モデル・コア・カリキュラムについて

## 薬学教育モデル・コアカリキュラム

- ・卒業時までに学生が身に付けておくべき**必須の能力（知識・技能・態度）**の**到達目標を提示**。
- ・**教育課程の時間数の7割程度**を目安としたもの。  
(残り3割程度は、各大学が特色ある独自のカリキュラムを実施)
- ・平成23年度から25年度にかけて、有識者会議を開催し新たな改訂に向けた検討を実施。平成25年12月に改訂内容を決定し公表。  
(平成25年度改訂版) 1年間の周知・準備期間を経て、平成27年度から各大学において改訂版コアカリに基づく教育を開始。

## (参考) 医学教育モデル・コア・カリキュラム

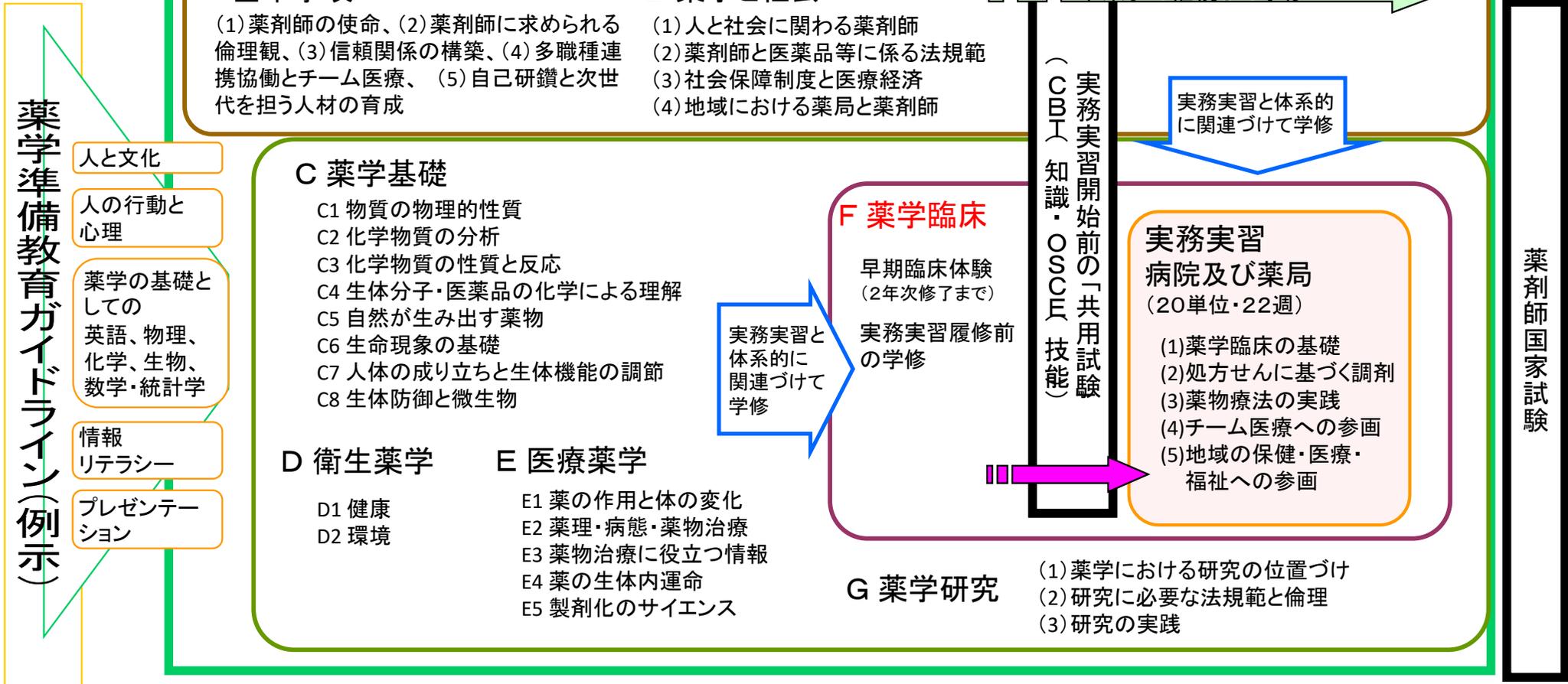
- ・学生が卒業時までに身に付けておくべき、**必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）**に関する**学修目標を明確化**。
- ・**総履修時間数（単位数）の3分の2程度**を目安としたもの。  
(残り3分の1程度は各大学が特色ある独自の選択的なカリキュラムを実施)
- ・平成27年度から28年度にかけて、有識者会議を開催し新たな改訂に向けた検討を実施。平成29年3月に改訂内容を決定し公表。  
(平成28年度改訂版) 1年間の周知・準備期間を経て、平成30年度から各大学において改訂版コアカリに基づく教育を開始。

## (参考) 歯学教育モデル・コア・カリキュラム

- ・学生が卒業時までに身に付けておくべき**必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）**に関する**学修目標を明確化**。
- ・**総履修時間数（単位数）の概ね6割程度**を目安としたもの。  
(残り4割程度は、各大学が特色ある独自のカリキュラムを実施)
- ・平成27年度から28年度にかけて、有識者会議を開催し新たな改訂に向けた検討を実施。平成29年3月に改訂内容を決定し公表。  
(平成28年度改訂版) 1年間の周知・準備期間を経て、平成30年度から各大学において改訂版コアカリに基づく教育を開始。

- 6年制薬学部のカリキュラム作成の参考となる教育内容ガイドラインであり、学生が卒業までに身に付けておくべき必須の能力の到達目標を提示
- 「**薬剤師として求められる基本的な資質**」を設定し、それを身につけるための一般目標、到達目標を設定する**学習成果基盤型教育 (outcome-based education)**に力点
- 教育課程の時間数の7割はモデル・コアカリキュラムに示された内容を、3割は大学独自のカリキュラム等を履修

## 薬学教育モデル・コアカリキュラム



# 現行の薬学教育モデル・コアカリキュラム②

## 薬学部6年卒業時に必要とされている資質

### ● 薬剤師としての心構え

- 医療の担い手として、豊かな人間性と生命の尊厳について深い認識をもち、人の命と健康な生活を守る使命感、責任感および倫理感を有する。

### ● 患者・生活者本位の視点

- 患者の人権を尊重し、患者及びその家族の秘密を守り、常に患者・生活者の立場に立って、これらの人々の安全と利益を最優先する。

### ● コミュニケーション能力

- 患者・生活者、他職種から情報を適切に収集し、これらの人々に有益な情報を提供するためのコミュニケーション能力を有する。

### ● チーム医療への参画

- 医療機関や地域における医療チームに積極的に参画し、相互の尊重のもとに薬剤師に求められる行動を適切にとる。

### ● 基礎的な科学力

- 生体および環境に対する医薬品・化学物質等の影響を理解するために必要な科学に関する基本的知識・技能・態度を有する。

### ● 薬物療法における実践的能力

- 薬物療法を総合的に評価し、安全で有効な医薬品の使用を推進するために、医薬品を供給し、調剤、服薬指導、処方設計の提案等の薬学的管理を実践する能力を有する。

### ● 地域の保健・医療における実践的能力

- 地域の保健、医療、福祉、介護および行政等に参画・連携して、地域における人々の健康増進、公衆衛生の向上に貢献する能力を有する。

### ● 研究能力

- 薬学・医療の進歩と改善に資するために、研究を遂行する意欲と問題発見・解決能力を有する。

### ● 自己研鑽

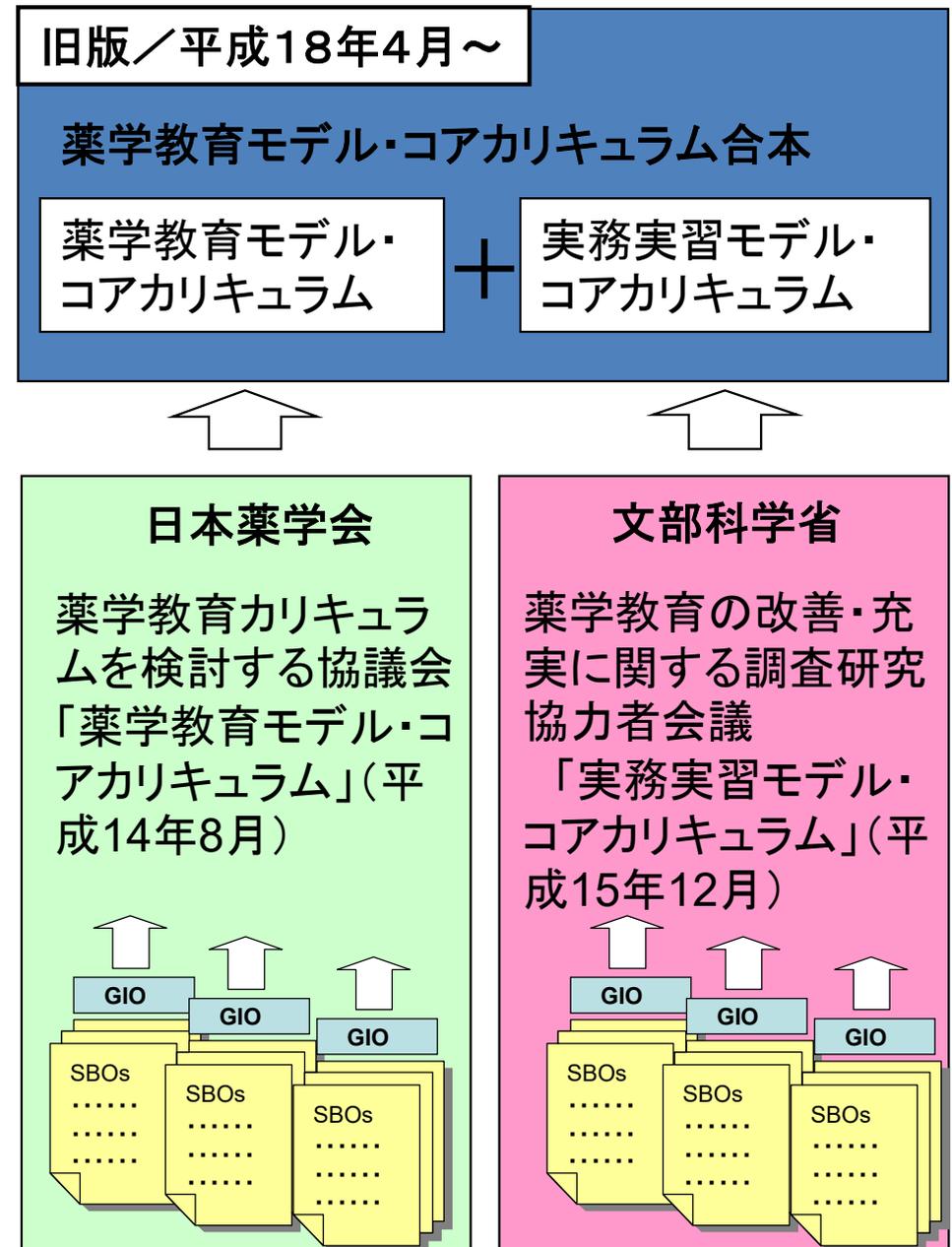
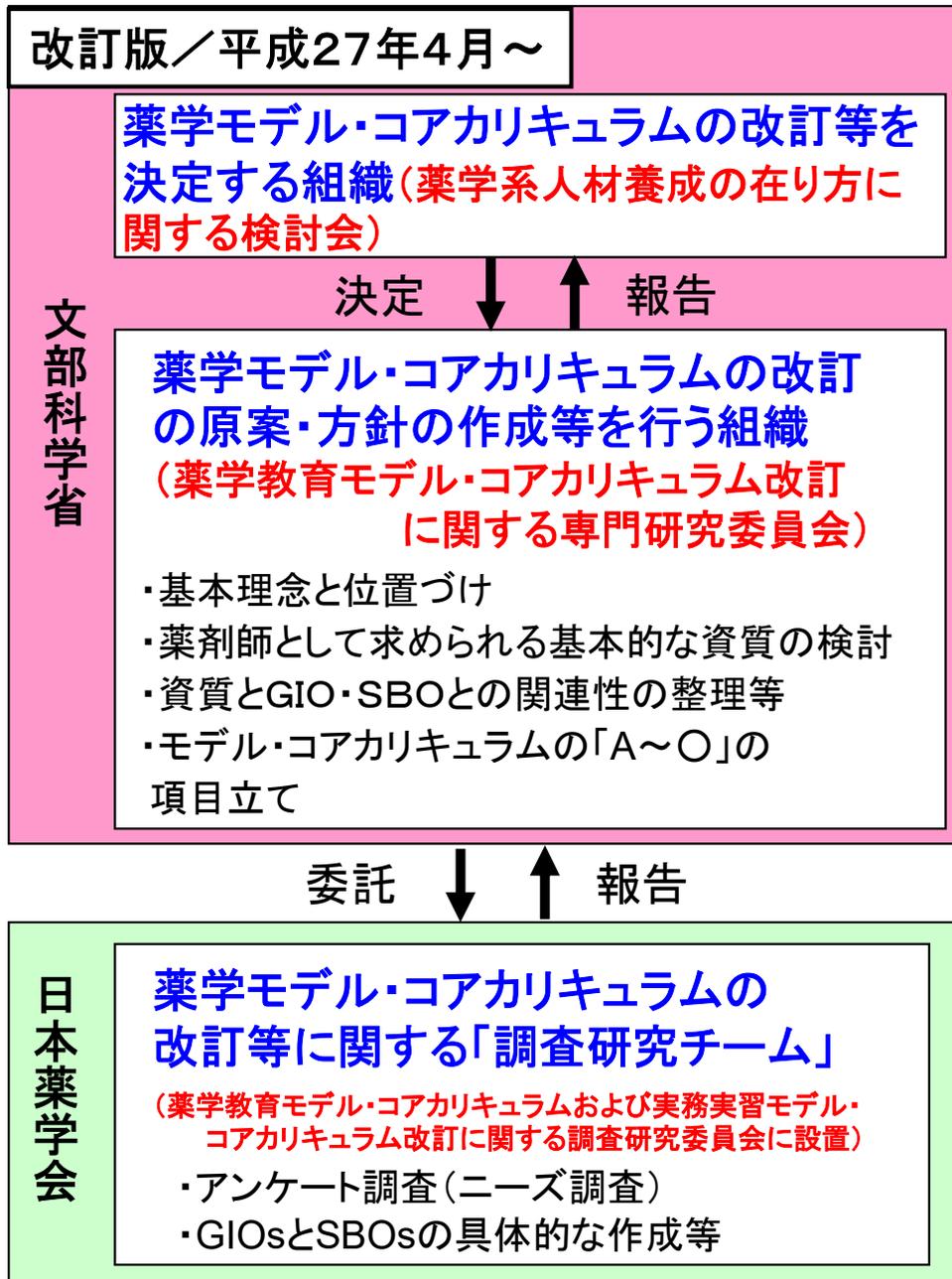
- 薬学・医療の進歩に対応するために、医療と医薬品を巡る社会的動向を把握し、生涯にわたり自己研鑽を続ける意欲と態度を有する。

### ● 教育能力

- 次世代を担う人材を育成する意欲と態度を有する。

# 薬学教育モデル・コアカリキュラムの策定及び改訂の経緯①

平成14年度策定時及び平成27年度改訂時の体制



# 薬学教育モデル・コアカリキュラムの策定及び改訂の経緯②

～平成25年度策定時～

## 平成21年2月

薬学系大学の人材養成の在り方に関する専門的事項について検討を行うため、文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」（永井良三座長）が発足。

## 平成23年7月

文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」の審議を踏まえ、薬学教育モデル・コアカリキュラムの改訂に関する恒常的な組織として「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会」（市川厚座長）を設置。

※薬学系人材の在り方に関する検討会→モデル・コアカリキュラムの改訂内容を決定

※専門研究委員会→専門的な調査検討等を行い、モデル・コアカリキュラムの改訂原案を作成

## 平成25年12月

文部科学省「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」において、「薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂に関する専門研究委員会」における検討を経て、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」（平成25年度改訂版）を策定。

### <ポイント>

- 6年制の学士課程教育に特化した内容とする。
- 従来の「薬学教育モデル・コアカリキュラム」および「実務実習モデル・コアカリキュラム」の2つを関連づけて一つのコアカリキュラムとして作成。
- 「薬剤師として求められる基本的な資質」（10項目）を明示。
- 「基本的な資質」の修得を前提とした学習成果基盤型教育（outcome-based education）の考え方に力点を置き構成。一般目標（GIO）とそれを達成するための到達目標（SBO）を明示。
- 医療人としての薬剤師を養成するため「A基本事項」、「B薬学と社会」を充実。学生は6年間継続して学修。
- 「F薬学臨床」は今後の薬剤師業務の進歩を想定し大幅に見直し。他の大項目は「F薬学臨床」と体系的に関連づけて教育できるよう見直し。
- 教育課程の時間数の7割程度を目安にSBOをスリム化。残りの3割程度は各大学独自のカリキュラムを実施。

## 医学・歯学・薬学 共通

### 「未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」

今回の改訂は、「変化し続ける未来の社会や地域を見据え、多様な場や人をつなぎ活躍できる医療人の養成」を目指して医学・歯学・薬学教育の3領域で統一的に取りまとめた。

近年、人口構造の変化、多疾患併存、多死社会、健康格差、増大する医療費、感染症の危機等様々な問題に直面し、これらの社会構造の変化は、年を経るにつれ更なる激化が見込まれている。このように社会に多大な影響を与える出来事を的確に見据え、多様な時代の変化や予測困難な出来事に柔軟に対応し、生涯に渡って活躍し、社会のニーズに応える医療人の養成が必須である。

そのためには、医療者としての根幹となる資質・能力を醸成し、多職種で複合的な協力を行い、多様かつ発展する社会の変化の中で活躍することが求められる。また、患者や家族の価値観に配慮する観点や利他的な態度が重要である。さらには、ビッグデータやAIを含めた医療分野で扱う情報は質も量も拡大・拡張しており、これらを適切に活用した社会への貢献も求められる。

これらを教育面から具現化するため、新たな「薬剤師として求められる基本的な資質・能力」の提示、各大学の創意・工夫に基づいたカリキュラム作成、課題の発見と解決を科学的に探究する人材の育成、医学・歯学・薬学の教育内容の一部共通化を行うこととした。

また、今回の改訂では、生涯にわたって目標とする「薬剤師としての基本的資質・能力」を掲げた学習成果基盤型教育を柱とし、平成25年度改訂版薬学教育モデル・コアカリキュラムの深化を図り、薬学教育の質保証の観点から改革を進めることを企図する。

# 薬剤師として求められる基本的な資質・能力

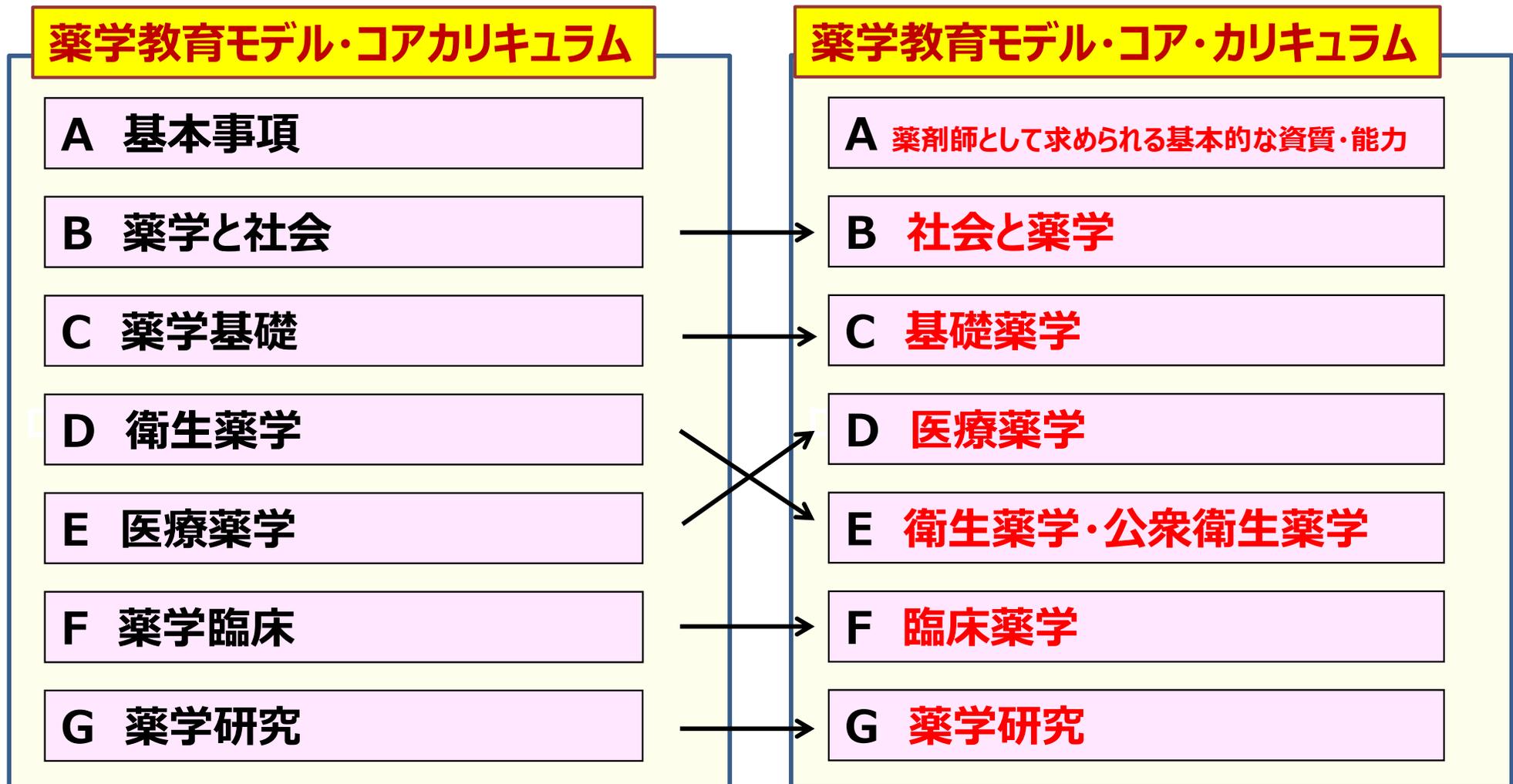
平成25年度 薬学教育モデル・コア カリキュラム 資質	令和4年度版 薬学教育モデル・コア・ カリキュラム 資質・能力	【参考】令和4年度版 医学/歯学教育 モデル・コア・カリキュラム 資質・能力
	【前文】医療/歯科医療の質と安全の 管理、プロフェッショナリズム	【前文】医療/歯科医療の質と安全の 管理、プロフェッショナリズム
1. 薬剤師としての心構え	1. プロフェッショナリズム	1. プロフェッショナリズム
2. 患者・生活者本位の視点		
	2. 総合的に患者・生活者をみる姿勢 (仮)	2. 総合的に患者・生活者をみる姿勢 (仮)
9. 自己研鑽 10. 教育能力	3. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢	3. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢
8. 研究能力	4. 科学的探究	4. 科学的探究
5. 基礎的な科学力	5. 専門知識に基づいた問題解決能力	5. 専門知識に基づいた問題解決能力
	6. 情報・科学技術を活かす能力 (仮)	6. 情報・科学技術を活かす能力 (仮)
6. 薬物療法における実践的能力	7. 薬物治療の実践的能力	7. 患者ケアのための診療技能
3. コミュニケーション能力	8. コミュニケーション能力	8. コミュニケーション能力
4. チーム医療への参画	9. 多職種連携能力	9. 多職種連携能力
7. 地域の保健・医療における実践的 能力	10. 社会における医療の役割の理解	10. 社会における医療の役割の理解

# 大項目A～Gと中項目、小項目のリスト（案）

薬学系人材養成の在り方に関する検討会  
薬学教育モデル・コア・カリキュラム改訂に関する専門研究委員会（第2回）  
（令和4年3月7日）資料1 一部改変

## 現行 平成25年度改訂版

## 改訂案



## 8. 薬学実務実習

# 薬学実務実習に関する連絡会議

平成25年11月8日  
平成26年11月18日一部改正  
平成30年11月28日一部改正  
令和3年2月12日一部改正  
新薬剤師養成問題懇談会

## 1. 目的

改訂薬学教育モデル・コアカリキュラム（以下「改訂コアカリ」という。）に基づく薬学実務実習の在り方、実施体制等の大枠や方針について、関係機関間の調整を図るとともに、各機関の役割や検討事項を明確化し、薬学実務実習の実施に向けて各機関の取組へと引き継ぐことを目的として、協議の場を設ける。

## 2. 検討事項

- (1) 改訂コアカリに基づく薬学実務実習の在り方
- (2) 改訂コアカリに基づく薬学実務実習の実施に向けた準備状況の確認及び実施状況の確認と検証
- (3) 薬学実務実習に関するガイドラインの検証と改訂
- (4) 本会議実施期間終了後の新たな協議の場の検討
- (5) その他、必要な事項

## 3. 実施方法

- (1) 会議の構成は別紙のとおりとする。
- (2) 会議に座長を置き、座長は委員の中から互選する。
- (3) 会議は原則公開とする。
- (4) その他、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

## 4. 実施期間

平成25年11月8日から令和5年3月31日までとする。

## 5. その他

会議に関する庶務は、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び薬学教育協議会の協力を得つつ、文部科学省高等教育局医学教育課が担当し、関係経費は参加機関が各々負担する。

### (別紙) 会議の構成

〔各2名以内〕

国公立大学薬学部長（科長・学長）会議、一般社団法人 日本私立薬科大学協会、一般社団法人 日本病院薬剤師会、公益社団法人 日本薬剤師会、文部科学省高等教育局医学教育課、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

〔各1名以内〕

一般社団法人 薬学教育協議会、公益社団法人 日本薬学会、一般社団法人 薬学教育評価機構、特定非営利活動法人 薬学共用試験センター

〔数名〕 大学関係者

# 「薬学実務実習に関するガイドライン」

(平成27年2月10日 薬学実務実習に関する連絡会議)

## <経緯>

薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）に基づく実務実習の在り方、実施体制等について、大学、職能団体等の薬学関係者で検討を行い、改訂コアカリに準拠した平成31年から開始される実務実習を実施するための指針としてガイドラインを作成。

## 改訂コアカリに基づく実習の実現に向けた課題

◆改訂コアカリに基づいた実習の在り方の明確化

◆各達成目標を病院実習と薬局実習を区別せず一本化したことへの対応

◆改訂コアカリで強化された内容(薬物療法、チーム医療、地域医療等)への対応



## ガイドラインの主なポイント（課題への対応）

### 【実習の在り方・目標】

◆病院実習と薬局実習の一貫性を確保し学修効果を高めるとともに、参加・体験型学習を進め、薬剤師業務の意義や実践的な臨床対応能力を身に付ける実習を行う。

### 【実習の枠組み】

◆病院実習と薬局実習を連続して行うこととし、全ての学生が連続して行えるよう枠組みを見直す。  
(3期制 → 4期制)

### 【大学、実習施設、指導薬剤師への指針】

◆大学は実習の質の担保に主導的役割を果たす。

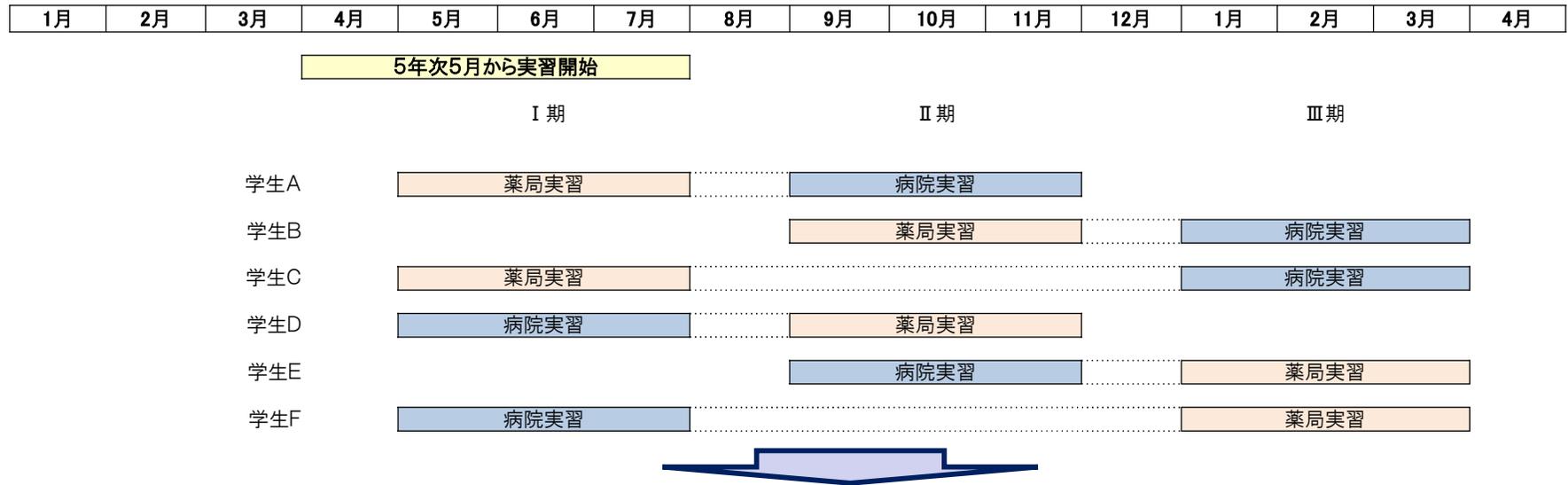
◆実習施設及び指導薬剤師は強化された内容を実施するための環境整備、実習計画の作成を行う。

### 今後の取組

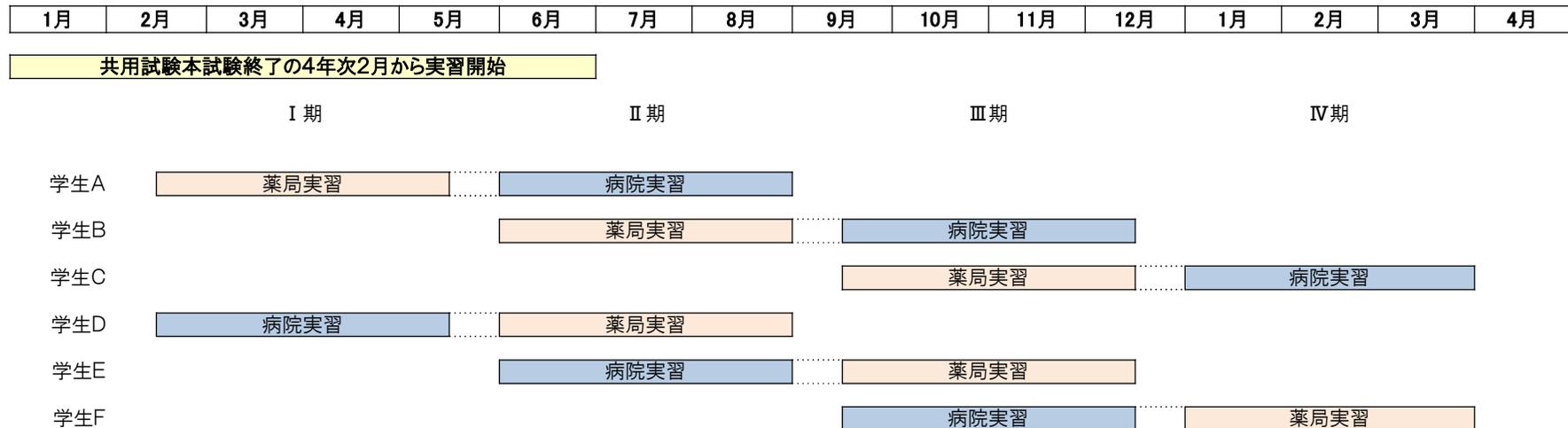
- 大学、実習施設、関係団体における準備と毎年度の検証、ガイドラインの検証と改訂
- 実習施設の状況の確認
- 実習施設の要件の見直し
- 全ての学生が連続した実習を行えるよう、施設割り振り方法等の検証・見直し

# 薬学実務実習の枠組みの見直し

## ■過去の実習パターン



## ■平成31年からの実習パターン



- ・ I - IV期のそれぞれの実習開始日は、全国的に同じとする。
- ・ 各実習施設は、原則として最大3つの期までエントリーが可能。( I 期とIV期が重なるため。)
- ・ 各地区調整機構において、上記の枠組みで安定的に実習施設の割り振りが行えるようにするために、平成31年以降の状況を想定したシミュレーションを実施する。シミュレーションは、27年度末を目的に一定の結論を得る。

# 各団体において取り組むべき事項

## (平成27年2月10日 薬学実務実習に関する連絡会議)

各団体、大学、実習施設は、以下について準備を進める。各団体は、準備の状況を毎年度開催する「薬学実務実習に関する連絡会議」に報告する。

### 1) 実習施設等の確保、質の向上

- ・実習施設の確認、公表（薬学教育協議会、調整機構）
- ・各大学から良い事例をくみ上げ抽出する仕組みの検討、良い実務実習に関する事例集の作成（薬学教育協議会、調整機構）
- ・「質の高い実習」を行っている施設であることを表示する仕組みの検討（薬学教育協議会、調整機構）

### 2) ガイドラインの実効性の担保

- ・大学、実習施設に対しガイドラインの内容や取組の必要性について説明、周知（国公立、私薬大協、日病薬、日薬、調整機構）
- ・各地区において、4期制実施に向けて、施設数・受入れ枠を確保し安定的に割り振りが行えるようにするための施設確保や調整方法の検討と、そのための平成31年以降の状況を想定したシミュレーションの実施（シミュレーションは、27年度末を目的に、一定の結論を得る。）（調整機構）
- ・各地区において必要があれば、病院実習と薬局実習の順番について、調整方法や施設数等の実態を踏まえ検討（調整機構）
- ・各大学、各団体において、大学と実習施設間で一貫した実習を行うための連携体制（連携のためのツールの検討、実習担当教員の研修等）を検討、試行
- ・各大学、各施設においてガイドラインに沿った実習の実現に向けた取組を行い、その状況について調査、公表（文科省、関係する各団体）

### 3) 認定指導薬剤師関係

- ・認定指導薬剤師関係ワークショップ（認定のためのワークショップ、アドバンストワークショップ）の内容の検証と改善充実（薬学教育協議会、調整機構）
- ・認定のためのワークショップ参加者割り振り方法の見直し（薬学教育協議会、調整機構）

### 4) その他

- ・ふるさと実習の推進策の検討（薬学教育協議会、調整機構、関係する各団体）

## 9. 関係法規

# 薬学教育6年制課程に関する規定①（学校教育法、薬剤師法）

## ○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

## ○薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）

（受験資格）

第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（同法第八十七条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者

二 （略）

## 附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 （略）

第三条 施行日に属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（新学校教育法第五十五条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

# 薬学教育6年制課程に関する規定②（大学設置基準）

## ●大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（卒業の要件）

第三十二条 卒業業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2 （略）

3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。

4～6 （略）

（附属施設）

第三十九条 次の表の上欄に掲げる学部を置き、又は学科を設ける大学には、その学部又は学科の教育研究に必要な施設として、それぞれ下欄に掲げる附属施設を置くものとする。

学部又は学科（抜粋）	附属施設
医学又は歯学に関する学部	附属病院（医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第七十条第一項に規定する参加法人が開設する病院（医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合として文部科学大臣が別に定める場合に限る。）を含む。）
<u>薬学に関する学部又は学科</u>	<u>薬用植物園（薬草園）</u>

（薬学実務実習に必要な施設）

第三十九条の二 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを置き、又は設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保するものとする。

# 薬学教育6年制課程に関する規定③（薬剤師として実務の経験を有する専任職員）

## ●大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（略）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

別表第一 学部の種類に応じて定める専任教員（第13条関係）

イ 医学又は歯学に関する学部以外の学部に係るもの

備考 10 薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。

## ●大学設置基準別表第一イ備考第9号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件（平成16年12月15日文部科学省告示第175号）

1. 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員数に六分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「実務の経験を有する専任教員数」という。）は、おおむね5年以上の薬剤師としての経験を有する者とする。

2. 実務の経験を有する専任教員に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部の運営について責任を担うもので足りるものとする。

## ●臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学を履修する大学の設置等の認可の申請手続き等について（平成17年3月31日16文科高第1055号）

第三 薬学実務実習に必要な施設の確保、薬剤師としての実務経験を有する専任教員、薬学分野における学部及び学科の名称及び学位の名称について

（略）薬剤師としての実務の経験を有する専任教員については、大学設置基準等に規定しているが、その判断の観点については、別添のとおり扱うものとする。

（別添2） 薬剤師としての実務の経験を有する専任教員について（大学設置基準別表第一イ備考第9号及び平成16年文部科学省告示第175号関係）

大学設置基準別表第一イ備考第9号は、「薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員のうちには、文部科学大臣が別に定めるところにより、薬剤師としての実務の経験を有する者を含むものとする。」と規定しており、本規定を受けて平成16年文部科学省告示第175号が定められている。

「薬剤師としての実務の経験を有する専任教員」に係るこれらの諸規定の解釈については、以下の観点を参考として取り扱うこととする。

1. 実務家教員の授業科目担当能力については、薬学部での非常勤講師経験（卒前実習指導、薬学概論等の講義実績）、指導用教材の作成実績、医療薬学系大学院生の実務研修の指導実績、研修生（薬剤部独自採用及び財団法人日本薬剤師研修センターからの依頼）に対する指導実績、生涯学習・卒後学習や薬剤師対象の研修会での講師経験、各種指導者対象の講習会・ワークショップ等への参加実績等を考慮する。

2. 「おおむね5年程度の実務の経験」については、原則として、病院又は薬局において常勤薬剤師として勤務した経験を求めることとする。なお、非常勤や研修の場合であっても、常勤薬剤師と同様、週に5日、1日8時間程度の勤務経験があれば足りることとする。また、このことを証明する書類の提出を求めることとする。

3. いわゆる「みなし専任教員」（平成16年文部科学省告示第175号第2項に定める教員）については、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とする薬学の課程を置く組織の運営について責任を担う者であることが求められている。

この場合、授業科目としては、実務実習科目を含むこととする。また、教育課程の編成については、当該授業科目の教育内容、単位認定に係る責任を有していることや、構成するユニットの責任者としてのコースの合否判定に責任を有していることなど、教育課程の編成に当たっての責任者であることが求められる。さらに、組織の運営に関しては、教授会等への出席など、当該薬学の課程（学部・学科）の運営に責任をもって関与していることが求められる。

4. 元実務家を実務家教員として認定するためには、実務経験の期間と実務から離れてからの期間とを勘案して判定を行うこととする。なお、おおむねその目安として、実務をやめてから5～10年以内であることが望ましく、実務をやめる前の実務経験の長さも考慮するものとする。

5. 実務家教員の教授、助教授又は講師の区分については、当該教員の教育上の能力、実務の実績、研究上の業績、学位、教授・助教授・講師・助手としての経歴、指導を行う分野における知識・経験等を総合的に勘案し、決定することとする。

# 薬学教育6年制課程に関する規定④（実務実習）

## ●大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）（抄）

（卒業の要件）

第三十二条 卒業の要件は、大学に四年以上在学し、百二十四単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十八単位以上を修得することとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、大学に六年以上在学し、百八十六単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る二十単位以上を含む。）を修得することとする。

4～5 （略）

## ●薬学実務実習に関するガイドライン（平成27年2月10日薬学実務実習に関する連絡会議）

2. 枠組み、要件

2) 実習期間

大学の臨床準備教育は、少なくとも、すでに実施されている「実務実習事前学習」の実施基準は確実に担保する。各大学の学習方法や学生の習得度合等を考慮して、「前）」のSB0を実習開始前に十分達成できるよう時間配分を適宜検討する。

病院、薬局の実習期間は連続性のある22週とし、各施設11週間を原則とする（各実習施設での実習期間と次の実習期間の間に2週間から4週間程度の準備とふりかえり期間を設定する）が、大学が主導し、病院－薬局が連携して更に学習効果の高い方略や期間等を検討し、実習を進めることも可能である（ただし22週間を下回らないこと。）。この場合、別添1を踏まえ大学が具体的な実習期間を設定し、実習施設、関係団体との十分な協議の上で決定する。

別添1 実務実習の枠組み

■枠組み

- ・連続した期で実習を行えるよう、現行の「Ⅰ期とⅢ期」の実習を解消するために、実習の期を4期に分ける。
- ・大学は、各学生が2期連続で実習できるように調整機構において手続きを行う。
- ・第Ⅰ期の開始時期は4年次の2月下旬頃以降とし、第Ⅳ期の終了時期は遅くとも5年次の3月とする。
- ・期と期の間は、連続性を確保しつつも、学生に対するフォローや実習施設の準備の期間を確保することから、原則2週間～4週間とする。
- ・8月中旬と年末年始の一週間は空ける。その期間に実習期が重なる場合は、当該期を一週間延ばして実習日程を確保する。
- ・具体的な日程については、調整機構で決める。
- ・病院実習と薬局実習の順番については、多様な実習の実施の観点から、原則として固定せず、各地区調整機構において、調整方法や施設数等の実態を踏まえ検討を行う。
- ・薬学共用試験の現行の日程、方法を前提に、具体的な日程を決定する。

■留意点

- ・第Ⅰ期が4月に重なることから、実習施設の減少が予想されるため、実習施設の整備について質の確保と併せて進める必要がある。
- ・実習施設は、原則として、4期のうち最大3期にエントリーすることになる。（第Ⅰ期と第Ⅳ期は数週間重複するため。）

# 新たに薬学部を設置する場合

## ～大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点～

### ◆全体の設置計画についての審査

#### 〔設置の趣旨・目的〕

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

#### 〔教育課程〕

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。  
6年制の場合：卒業要件単位186単位（薬学実務実習20単位以上を含む）  
4年制の場合：卒業要件単位124単位

#### 〔教員組織〕

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。教員数の半数以上が原則として教授とする。

6年制の場合：（収容定員300-600名、一学科の場合） 専任教員数 28名

（収容定員240-360名、二学科以上の場合（※1、2）） 専任教員数 16名

※1 6年制学科が二学科以上の場合。

※2 薬学分野に属する二以上の学科で組織される学部に6年制の一学科を置く場合は、22名。

※3 専任教員数の六分の一は、おおむね五年以上の薬剤師としての実務の経験を有する者とする。

実務の経験を有する専任教員数の三分の二の範囲内については、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、学部の運営について責任を担う者とする。

4年制の場合：（収容定員200-400名、一学科の場合） 専任教員数 14名

（収容定員160-240名、二学科の場合） 専任教員数 8名

#### 〔名称、施設・設備等〕

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。
- ・薬学に関する学部又は学科を設ける大学には、教育研究に必要な施設として、薬用植物園（薬草園）を置くこと。
- ・6年制学部又は学科を設ける大学は、薬学実務実習に必要な施設を確保すること。

### ◆教員審査

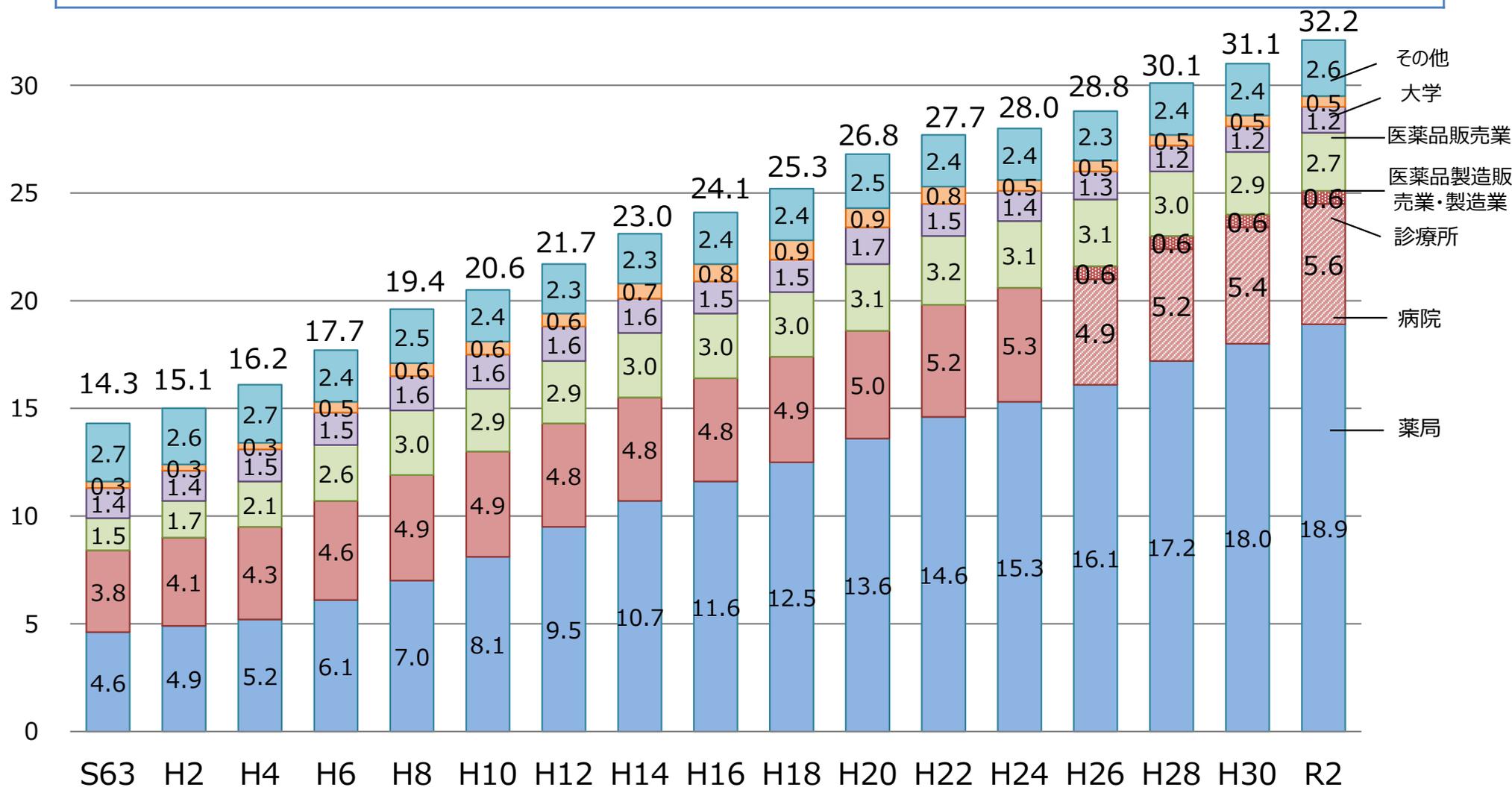
- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

## 10. 薬剤師数

# 薬剤師数の推移

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会  
第1回(令和2年7月10日)資料2 一部改変

(万人) ○ R2年12月31日現在における届出薬剤師数は32.2万人、このうち薬局薬剤師数は18.9万人、医療施設（病院・診療所）の薬剤師は6.2万人である。

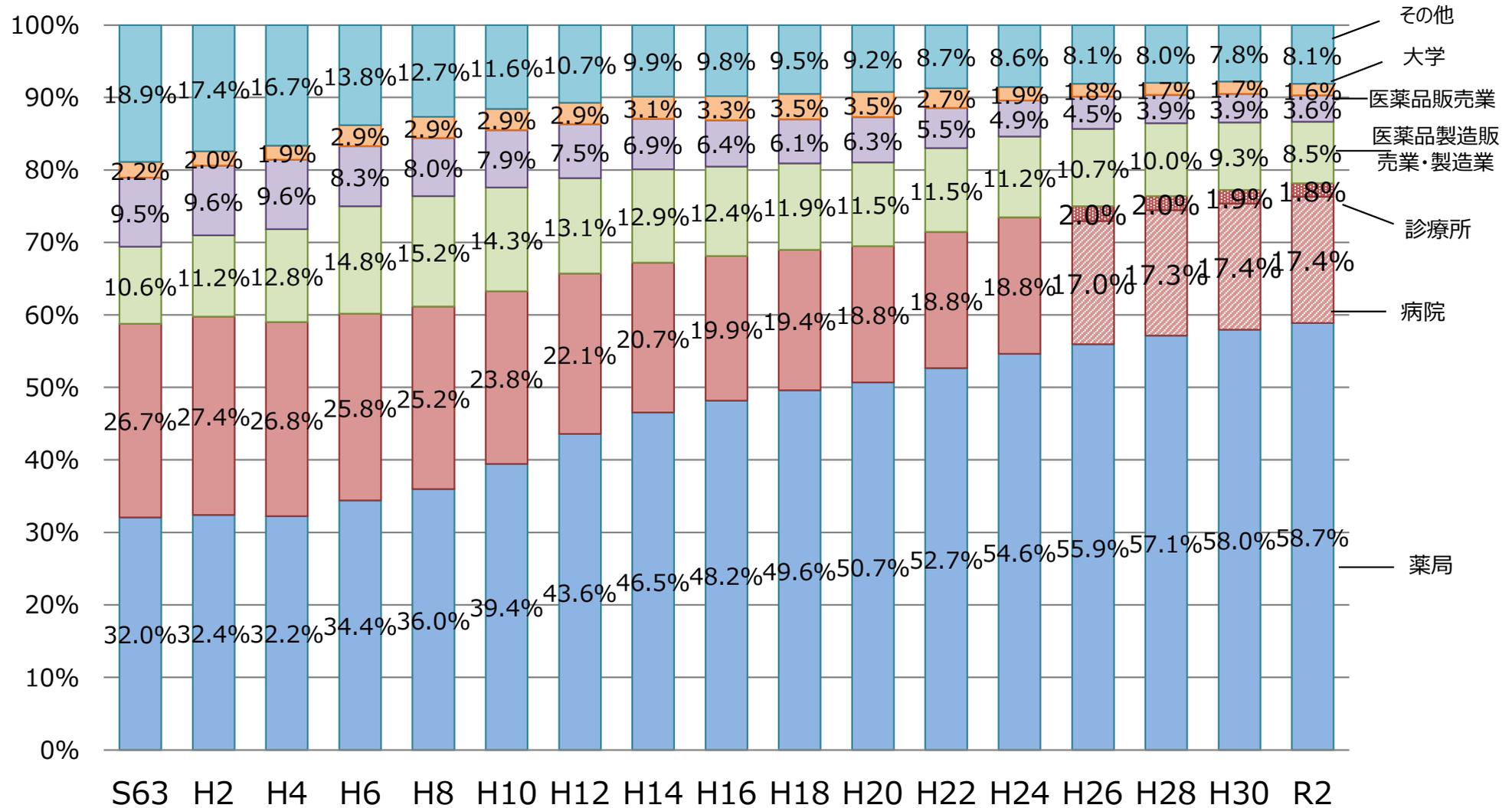


(出典) 医師、歯科医師、薬剤師統計  
※ 平成26年より病院・診療所それぞれの従事者数も調査している

# 薬剤師数 業態別の割合推移

薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会  
第1回(令和2年7月10日)資料2 一部改変

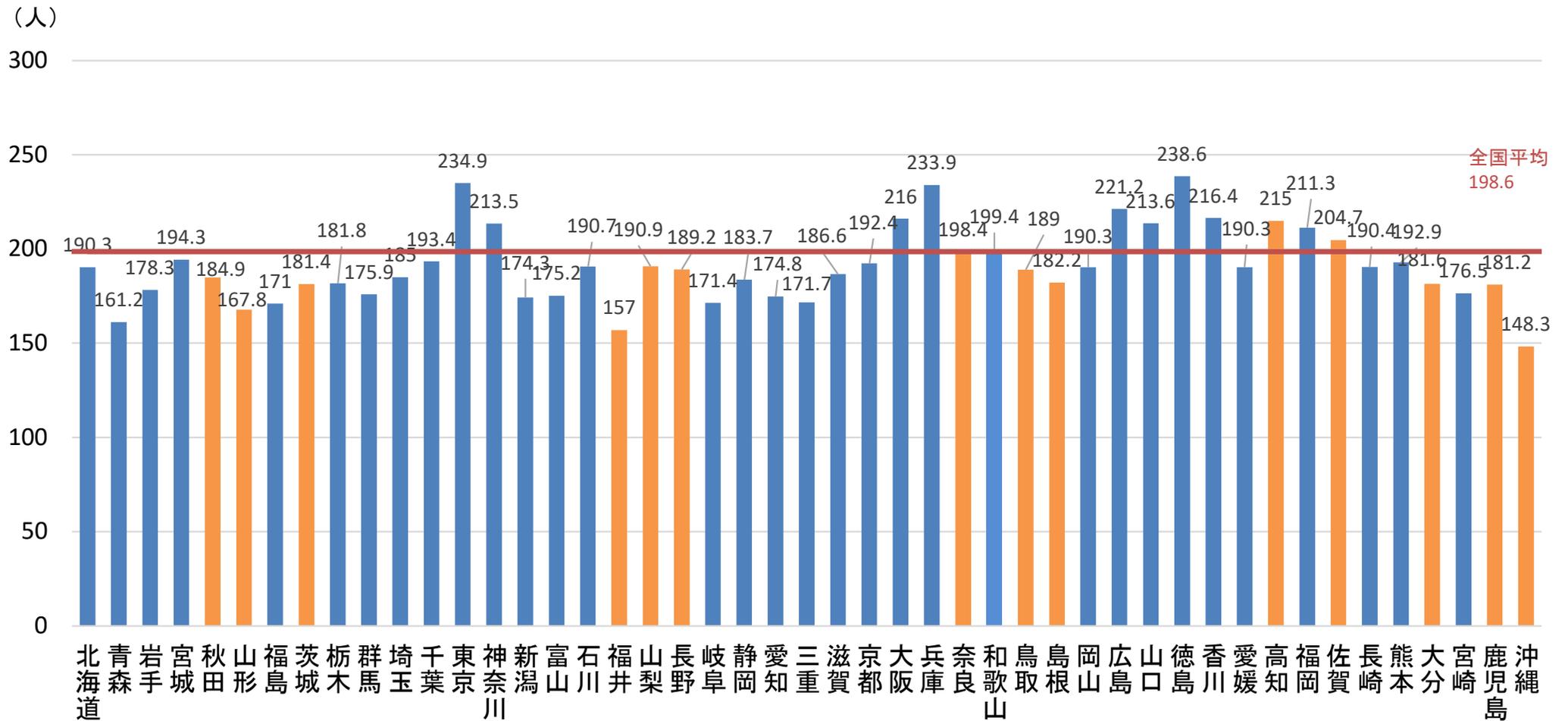
○ 薬局と医療施設の薬剤師は、全体の77.9%（約8割）を占めており、薬局の薬剤師の割合が年々高くなっている。



(出典) 医師、歯科医師、薬剤師統計  
※ 平成26年より病院・診療所それぞれの従事者数も調査している

# 都道府県別の人口10万人対薬剤師数（薬局・医療施設）と薬学部設置の有無

- 薬学部・薬科大学が設置されている都道府県
- 薬学部・薬科大学が設置されていない都道府県



(出典) 令和2年医師・歯科医師・薬剤師統計

# 薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会 とりまとめ（提言概要）

令和3年6月30日公表

## 薬剤師の養成等

- 養成（入学定員、薬剤師確保）
  - 将来的に薬剤師が過剰になると予想される状況下では、入学定員数の抑制も含め教育の質の向上に資する、適正な定員規模のあり方や仕組みなどを早急に検討し、対応策を実行すべき。
  - 併せて、薬剤師の確保を含め、偏在を解消するための方策を検討することが重要であり、地域の実情に応じた効果的な取組を検討すべき。
  - 今後も薬剤師の業務実態の把握、継続的な需給推計を行い、地域偏在等の課題への対応も含めた検討に活用すべき。
- 薬学教育（カリキュラム、教員、卒業までの対応）
  - 薬学教育モデル・コアカリキュラムの見直しを検討する際には、本とりまとめの今後の薬剤師が目指す姿を踏まえたカリキュラムとすべき。
  - カリキュラムは、臨床に関する内容、在宅医療への対応のための介護分野の内容、OTCの対応や健康サポート機能への取組により地域住民の健康増進を進めるための内容、感染症や治療薬・ワクチンに係る内容、コミュニケーション能力に係る内容についても、さらに充実すべき。
  - 研究能力を持つ薬剤師の育成も重要であり、国家試験対策中心の学習に偏重することなく、6年間を通じた研究のカリキュラムを維持すべき。
  - カリキュラムを踏まえた教育に対応できる教員の養成と質の向上が重要である。最新の臨床現場の理解と研究能力を有することが必要である。
  - 修学状況（進級率、標準修業年限内での国家試験合格率など）等の課題を有する大学が存在する状況を改善するため、これらの情報の適切な公表、薬学教育評価機構による第三者評価結果の効果的な活用、評価結果のわかりやすい公表等を行うべき。
- 国家試験
  - 定期的に合格基準・出題基準の見直し要否の検討を医道審議会で行うべき。
  - 国家試験の基礎科目は薬学共用試験のCBT（知識を問う問題）に充実により軽減し、臨床に関する問題を中心とすることを検討すべき。

## 薬剤師の業務・資質向上

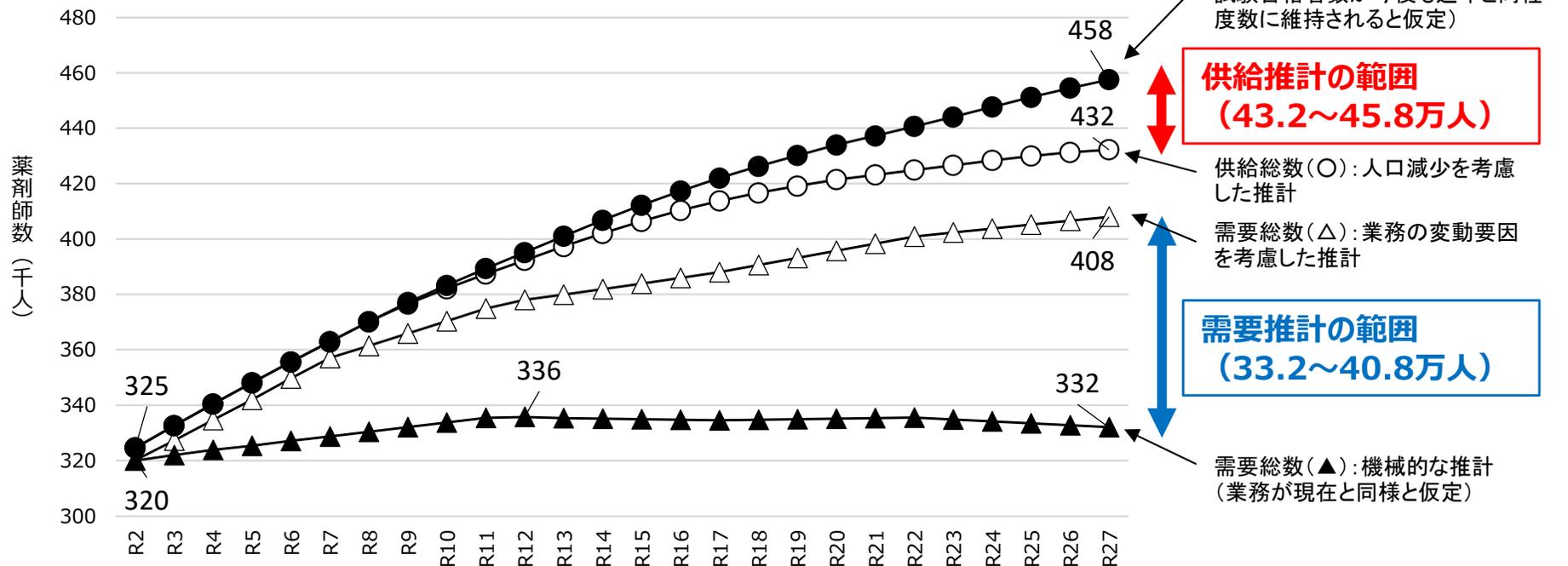
- 薬局及び医療機関の薬剤師の業務（調剤業務、ICT対応）
  - 対人業務の充実と対物業の効率化のためには、薬剤師しかできない業務に取り組むべきであり、それ以外の業務は機器の導入や薬剤師以外の者による対応等を更に進めるため、医療安全の確保を前提に見直しを検討することが必要である。（本検討会で引き続き検討）
  - 電子処方箋や電子版お薬手帳等のICT化による情報共有、薬局・医療機関等の間での連携方策に取り組むべき。
- 薬剤師の資質向上（卒後研修、生涯研修・専門性）
  - 臨床実践能力の担保のためには、薬学教育での実習・学習に加えて、免許取得直後の臨床での研修が重要であり、卒前（実務実習）・卒後で一貫した検討が必要である。研修制度の実現に向けて、卒前の実務実習との関係性を含め、研修プログラムや実施体制等について検討すべき。
  - 生涯研修として薬剤師認定制度認証機構（CPC）の認証を受けた研修機関が実施する研修を活用すべき。
  - 学会等で行われている薬剤師の専門性の認定に関しては、第三者による確認など、認定の質の確保について検討が望まれる。

# (参考) 薬剤師の需給推計

厚生労働省 公表資料

- 薬剤師の総数としては、概ね今後10年間は、需要と供給は同程度で推移するが、将来的には、需要が業務充実により増加すると仮定したとしても、供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になる。薬剤師業務の充実と資質向上に向けた取組が行われない場合は需要が減少し、供給との差が一層広がることになると考えられる。
- 本需給推計は、変動要因の推移をもとに仮定条件をおいて推計したものであり、現時点では地域偏在等により、特に病院を中心として薬剤師が充足しておらず、不足感が生じている。
- 今後も継続的に需給推計を行い、地域偏在等への課題への対応も含めた検討に活用すべき。

■ 薬剤師の需給推計（全国総数） ※推計期間 令和2年（2020年）～令和27年（2045年）



<供給推計>

- 機械的な推計(●):現在の薬剤師数の将来推計、及び今後新たに薬剤師となる人数の推計(国家試験合格者数が今後も近年と同程度に維持されると仮定)をもとに供給総数を推定(推定年における年齢別死亡率も考慮)
- 人口減少を考慮した推計(○):今後の大学進学予定者数の減少予測を踏まえ、国家試験合格者が同程度の割合で減少すると仮定して供給総数を推計

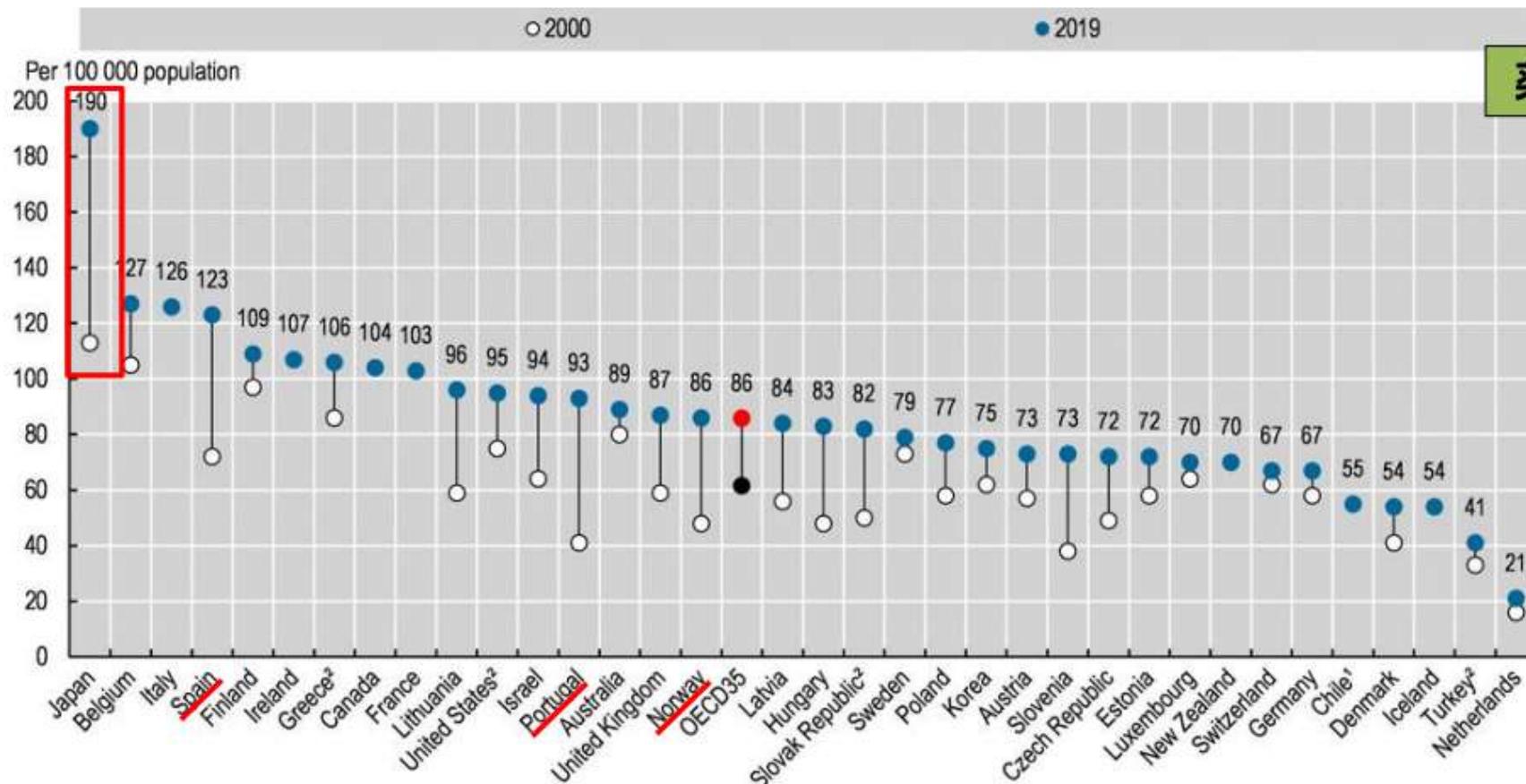
<需要推計>

- 機械的な推計(▲):薬局業務(処方箋あたりの業務量)、医療機関業務(病床/外来患者の院内処方あたり業務量)及びその他の施設に従事する薬剤師の業務が、現在と同程度で推移する前提で推計
- 変動要因を考慮した推計(△):薬局業務と医療機関業務が充実すると仮定した場合の推計

## Practising pharmacists, 2000 and 2019 (or nearest years)

第1回薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するWG（令和4年2月14日開催）  
資料2 より抜粋

- OECDの報告によれば、人口10万人当たりの薬剤師数はOECD加盟国の中で日本が最も多かった。（2019年時点で、人口10万人当たり190人）
- 2000年から2019年の伸びは、日本、ポルトガル、スペイン、ノルウェーで大きかった。



薬剤師

1. Data refer to all pharmacists licensed to practise.
2. Data include not only pharmacists providing direct services to patients but also those working in the health sector as researchers, for pharmaceutical companies, etc.

出典: Health at a Glance 2021(OECD),

<https://www.oecd-ilibrary.org/sites/d6227663-en/index.html?itemId=/content/component/d6227663-en>